

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市総合計画 第2期実施計画 案」について

資料1 「川崎市総合計画 第2期実施計画 案」について

資料2 「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」に関する意見募集の実施結果について

資料3 川崎市総合計画 第2期実施計画 案

平成30年2月6日

総務企画局

「川崎市総合計画 第2期実施計画 案」について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。平成29（2017）年度は、第1期実施計画の最終年度となるため、平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

平成29（2017）年8月には、「川崎市総合計画 第2期実施計画 基本的な考え方」、11月には、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」を取りまとめ、パブリックコメント手続等を通じて、市民の皆様に御意見をいただいております。

「第2期実施計画 案」は、これまでの計画策定作業を踏まえ、予算編成作業とも連携しながら取りまとめた今後4か年の具体的な施策内容について、「平成30年度予算案」、「今後の財政運営の基本的な考え方（改定案）」及び「行財政改革第2期プログラム案」とともに公表するものです。

1 第2期実施計画案の構成

（1）総論

- 生産年齢人口の減少等の「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めるなどの「計画策定にあたっての基本認識」等を記載しています。
- また、第2期実施計画では、こうした継続した課題を改めて整理した上で、第1期実施計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題にも対応するなど、計画的な取組を推進することとしています。

（2）かわさき10年戦略

- 「かわさき10年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの項目を設定するとともに、各戦略の目標や、目標を達成するための大まかな行程を明らかにしています。

（3）実施計画

ア 政策体系別計画

- 5つの「基本政策」別に、23の「政策」の方向性に沿って、73の「施策」の「第1期の主な取組状況」、「施策の主な課題」、「施策の方向性」、「直接目標」、「成果指標」「計画期間（平成30（2018）年度～平成33（2021）年度）の主な取組」を取りまとめています。

- 第1期実施計画から引き続き、23の「政策」には、市民満足度等を表す「市民の実感指標」、73の「施策」には、直接目標等がどのくらい実現されたかを客観的に数値で表す「成果指標」を位置づけています。

イ 区計画

- 7つの区別に、地域特性を踏まえた「区の概要」、「まちづくりの方向性」、「第1期の主な取組状況」、「現状と課題」、「地域の課題解決に向けた主要な取組」、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」、「区マップ」を取りまとめています。
- 特に、「地域の課題解決に向けた主要な取組」については、市民の暮らしに身近な区役所が、市民、地域で活動する団体などと協働で行う地域課題の解決に向けた主要な取組を位置づけています。

(4) 進行管理と評価

- 少子高齢化の急速な進展等により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に必要とされています。
- 第2期実施計画においても、第1期実施計画に引き続き、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能する進行管理を実施します。

2 素案からの主な変更項目

(1) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方を追加

- 国際社会全体で取り組むべき普遍的な目標として、国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」について、「5 計画策定にあたっての基本認識」に加え、「8 計画の推進に向けた考え方」にSDGsに関する本市の考え方を記載しました。<50 ページ参照>

(2) 「西暦併記」の徹底

- 国の動向を踏まえた今後の改元への対応として、主に平成32年度以降の時期を明示する際は、和暦に対し西暦を併記することを徹底しました。<全体>

(3) 「収支フレーム」の明確化

- 「今後の財政運営の基本的な考え方 (改定案)」と整合を図り、平成30年度予算案の内容等を踏まえ、今後の収支均衡に向けた「収支フレーム」を明確化しました。<57 ページ参照>

(4) 4か年の取組内容の具体化

- 素案の時点では、各事務事業について、4か年の計画期間の取組の内容を一括してお示ししていましたが、予算編成作業と連携した調整を進め、年度ごとの取組内容をできる限り具体化して表記しました。

【例】 ■ 第2期実施計画素案(平成29(2017)年11月時点)

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度		平成34(2022) 年度以降
防災対策管理運営事業 国土強靱化地域計画や地域防災計画等、各種の計画を推進し、市の災害対応力の向上を図ります。	●国土強靱化地域計画の推進と進捗管理 ・進捗管理の手法の確立(H28)	・計画の進捗管理、見直し及び改定の実施		事業推進
	●地域防災計画(各編)の推進 ・計画(震災対策編)の改定(H28)	・計画(各編)の検証及び見直しの実施		
	●業務継続計画(震災対策編)の推進 ・計画の改定(H29)	・計画の検証及び改定の実施		
	●「地震防災戦略」の推進と進捗管理 ・計画の推進と進捗管理	・平成32年度(2020年)の減災目標の達成に向け計画推進と進捗管理 ・計画年度終了に伴う、国土強靱化地域計画との統合の検討		

【例】 ■ 第2期実施計画案(平成30(2018)年2月時点)

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
防災対策管理運営事業 国土強靱化地域計画や地域防災計画等、各種の計画を推進し、市の災害対応力の向上を図ります。	●国土強靱化地域計画の推進と進捗管理 ・進捗管理の手法の確立(H28)	・計画の推進	・改定の検討	・「地震防災戦略」との連携を踏まえた改定		事業推進
	●地域防災計画(各編)の推進 ・計画(震災対策編)の改定の検討(H29)	・計画(震災対策編)の改定	・計画(各編)の検証及び見直しの実施			
	●業務継続計画(震災対策編)の推進 ・計画の改定(H29)	・計画の検証及び改定の実施				
	●「地震防災戦略」の推進と進捗管理 ・計画の推進と進捗管理	・計画の推進	・改定の検討	・「国土強靱化地域計画」との連携を踏まえた改定 ・減災目標の達成		

(5) 「かわさき10年戦略」の一部修正

- 「かわさき10年戦略」について、予算編成作業と連携した調整を進め、平成30年度予算案との整合を図りました。
- また、現在の課題認識及び計画期間の取組内容を踏まえ、行程表の一部を修正しています。<72～78 ページ参照>

(6) 区計画に「区マップ」、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」を追加

- 計画期間中に各区で整備される保育所や学校施設等を掲載した「区マップ」を作成し、追加しました。
- 地域課題の解決に向けて市民や団体等と協働・連携する主な取組である「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」を作成し、追加しました。<375 ページ以降各区計画参照>

(7) 「成果指標」の一部修正

- 素案公表時点で調査中であった成果指標について、調査結果を踏まえ新たに目標値を設定しました。また、最新の実績値を踏まえて、一部の成果指標の目標値を修正しました。

(8) パブリックコメント手続等で寄せられた御意見への対応

＜資料 3－3＞

①意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成 29 年 11 月 28 日（火）から 12 月 27 日（水）まで
- ・意見の提出方法 FAX、郵送、持参、インターネット（フォームメール）、電子メール

②寄せられた意見の件数

意見提出数（意見件数）		98 通（201 件）
内訳	インターネット・電子メール	34 通（72 件）
	FAX	48 通（87 件）
	郵送	4 通（15 件）
	持参	1 通（1 件）
	市民車座集会当日に提出されたもの	11 通（26 件）

③実施結果の概要

ア 「基本政策 1」に関すること

本市の防災の取組の充実、特別養護老人ホームの整備、介護保険の保険料負担の改善、障害者支援の充実等に関わる施策への意見が多く寄せられました。

イ 「基本政策 2」に関すること

小児医療費助成制度の拡充、保育サービスの量の確保と質の向上、わくわくプラザなど放課後児童健全育成事業の充実、教職員の配置や生涯学習の場の確保など教育関係の施策等への意見が多く寄せられました。

ウ 「基本政策 3」に関すること

ごみの散乱防止などまちの美化対策、地域環境の改善及び公園緑地の充実に関わる施策等への意見が多く寄せられました。

エ 「基本政策 4」に関すること

川崎港における港湾事業などの活性化や改善、武蔵小杉駅周辺の人口増への対応、公共交通の環境整備や利便性の向上、スポーツ・文化の取組の充実に関わる施策等への意見が多く寄せられました。

オ 「基本政策 5」及び「区計画」に関すること

市民自治の推進に関する意見が多く寄せられました。また、区計画では、川崎区に 1 件の意見がありました。

カ その他

行財政改革に関する取組の充実や市民車座集会の運営の改善等への意見が多く寄せられました。

④案に反映した御意見（計 3 件）

「持続可能な開発目標（SDGs）」に対する取組、年度表記の改元への対応

3 充実・推進する主な取組 (第2期実施計画案の主な取組の対応ページをカッコ内に表記)

※ 平成30年度予算案で新規拡充の取組 ㊦…新規 ㊧…拡充

戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

〔国土強靱化・地震防災戦略の推進〕

- 九都県市合同防災訓練の実施 ㊦ (P94)
- 地域防災力の強化に向けた取組の推進 (P93～94)
- 防災行政無線の再整備 (P94)

〔まち全体の耐震化など〕

- 民間建築物等の耐震化の推進 (P100～101)
- 密集市街地の改善に向けた重点対策の推進 (P98)

〔災害時の拠点となる本庁舎等の建替え〕

- 本庁舎等建替えの取組 (P95)

〔上下水道機能の安定確保〕

- 上下水道施設等の耐震化 (P124～129)
- 応急給水拠点の整備 (P125)

〔気候変動への対応〕

- 地球温暖化対策の推進 (P221)
- 五反田川放水路の整備 (P108)
- 大師河原貯留管の整備 (P129)

〔消防力の強化・救急医療体制の強化〕

- 消防署所の整備 ㊦ (P103)
- 救急救命士の養成 ㊧ (P168)
- 消防艇の整備 (P103)

〔安全対策によるまちの価値の向上〕

- 防犯カメラの設置支援 (P111)
- E S C O事業によるLED防犯灯の設置等の推進 (P111)
- かわさき安全・安心ネットワークシステムを活用した取組 (P111)
- 鉄道事業者と連携した緊急安全対策等の推進 (P118、302)

戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

〔待機児童解消の継続〕

- 認可保育所受入枠の拡大 ㊧ (P184)
- 地域型保育事業による受入枠の拡大 ㊧ (P185)
- 民間保育所職員等への総合的な処遇改善の推進 (P185)
 - ・ 経験年数7年目以上の職員を対象とした、国の処遇改善が的確に反映されるための対策の実施

㊦ (P185)

- ・保育士等キャリアアップ研修の実施（6分野）㊦ (P185)
- ・処遇改善等加算の職員給与への反映に係る確認手法の構築㊦ (P185)
- 定員を超えた受入に対する保育補助者雇上補助の拡充㊦ (P185)
- 年度限定型保育事業の継続実施㊦ (P185)
- 認可外保育施設への支援の充実
- ・川崎認定保育園職員の処遇改善及び利用者への保育料補助の実施㊦ (P185)
- ・認可化移行支援の実施㊦ (P185)
- 幼稚園における保育ニーズへの対応㊦ (P186)
- 保育士確保対策の充実㊦ (P186)
- 認可保育所等の整備の推進㊦ (P184)

〔小児医療費助成制度の充実〕

- 入院医療費助成の所得制限廃止に関する取組 (P181)

〔子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり〕

- 児童養護施設入所児童等への学習・進学支援の実施㊦ (P192)
- (仮称) 児童相談システムの開発・導入 (P191)
- 小中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒への支援㊦ (P202)

〔健康給食の推進〕

- 川崎らしい特色ある「健康給食」の実施 (P199)
- 小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 (P199)

〔地域の寺子屋の推進〕

- 地域の寺子屋の開講㊦ (P213)

〔「分かる」授業の実現に向けた取組など教育改革の推進〕

- 「キャリア在り方生き方教育」の推進 (P195)
- 次期学習指導要領を踏まえた英語教育の充実
- ・小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備㊦ (P196)
- ・ALT (外国語指導助手) の増員㊦ (P196)
- 学校図書館の充実㊦ (P197)

〔学校施設の環境整備〕

- 学校施設長期保全に向けた取組 (P206)
- 学校トイレ改修の加速化㊦ (P207)
- (仮称) 小杉小学校新設工事の実施 (31年度開校) (P207)
- 新川崎地区における小学校新設に向けた取組 (P207)

戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

〔総合的なケアの推進〕

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組 (P132～133)

- 介護サービス基盤の整備
 - ・特別養護老人ホームの入居申込者管理システムの整備 ㊦ (P139)
- 障害福祉サービス基盤の整備 (P145)
- 市立看護短期大学の四年制大学化に向けた取組 ㊦ (P168)

〔健康寿命の延伸に向けた取組〕

- がん検診の受診率向上に向けた取組 (P155)
- かわさき健幸福寿プロジェクトの推進 (P140)

〔超高齢社会を見据えた住宅施策〕

- 社会経済状況の変化に対応した住宅施策の推進 (P151)
- 民間賃貸住宅等を活用した居住支援 (P152)
- 市営住宅の建替えや地域包括ケアシステムと連携した取組 (P153)

〔コンパクトで暮らしやすいまちづくり〕

- J R 南武線の駅アクセス向上に向けた取組 (P118)
- コミュニティ交通の支援
 - ・高齢者外出支援補助金の増額 ㊦ (P320)
- 市バスネットワークの充実 (P324)

戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

〔川崎駅周辺の整備〕

- 京急川崎駅周辺のまちづくりの推進 (P302)

〔小杉駅周辺の整備〕

- 川崎市コンベンションホールの運営 (30年4月供用開始) (P273)
- 小杉町3丁目東地区市街地再開発事業の推進 (31年度完成予定) (P302)

〔新百合ヶ丘駅周辺の整備〕

- 新百合ヶ丘駅周辺まちづくりの方向性の検討 (P302)

〔地域生活拠点等の整備〕

- 登戸土地区画整理事業の推進 (P305)
- 鷺沼駅前地区の再開発事業の推進 (P304)

〔幹線道路網の整備・局所的な渋滞対策〕

- 都市計画道路等の整備 (P318)
- 緊急渋滞対策の推進 (P318)
- 国道357号などの国直轄道路の整備促進 (P315)
- 京浜急行大師線の連続立体交差事業の推進 (P318)
- J R 南武線の連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進 (P318)
- (仮称)等々力大橋・末吉橋の整備
 - ・鶴見川に架かる末吉橋の架替工事着手 ㊦ (P318)

〔鉄道ネットワークの形成〕

- 横浜市営地下鉄3号線延伸に向けた調査の実施 (P314)

〔緑と水の循環形成〕

- 多摩川の魅力を活かす取組の推進 (P245)
- 大規模な公園緑地の整備 (P236～237)
- 魅力的な公園の整備 (P237)
- 農地の保全・「農」とのふれあいの推進 (P242、243)

〔公共空間の有効活用〕

- 川崎駅周辺の公共空間の有効活用に向けた取組の推進 ㊦ (P301)

〔持続可能な循環型のまちづくり〕

- 資源化处理の推進 (P230)
- ごみの適正かつ安定的な焼却処理 (P230)
- 処理施設の安定的な運営及び建替えの実施 (P230)

戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

〔国際化に対応したイノベーションの推進〕

- ライフ・グリーン・ウェルフェアイノベーションの推進 (P272、P222、P269)
- オープンイノベーションの推進 (P272)
- Wi-Fi環境の整備などICT施策の推進 (P277)

〔臨海部の活性化〕

- 臨海部の競争力強化 (P288)
- 国際戦略拠点の形成・マネジメント (P289)
- 戦略拠点の形成推進 ㊦ (P289)
- 交通機能の強化 ㊦ (P290)
- 羽田連絡道路の整備 (P290)
- 臨港道路東扇島水江町線の整備 (P293)
- 港湾物流機能の強化
 - ・ 東扇島堀込部の土地造成に向けた取組 ㊦ (P293)

〔水素社会の実現〕

- リーディングプロジェクトの推進 (P275)
- 川崎水素ネットワークの構築 (P275)

〔中小企業の支援・商業の振興〕

- 市内中小企業・商業等の支援
 - ・ 研究開発型ベンチャーを対象とした起業・創業プログラムの実施 ㊦ (P267)
 - ・ 多様な主体との連携による起業・創業支援のワンストップ拠点の設置 ㊦ (P267)
 - ・ 他の自治体等との連携による知的財産を活用した新製品開発等の支援 ㊦ (P259)
- 中小企業の労働環境の改善

- ・中小企業の「働き方改革」推進に向けた支援 ㊦ (P284)

〔都市農業の振興〕

- 都市農業振興施策の推進 (P263～P264)

〔就業の支援〕

- 総合的な就業支援の実施 (P281)

戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

〔東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組〕

- 大会を契機とした「かわさきパラムーブメント」の推進 ㊦ (P331)
- 事前キャンプ受入れに向けた等々力競技場の改修 ㊦ (P331)
- 若者文化の発信 ㊦ (P331)
- 道路標識の英語表記の改善等 ㊦ (P114)

〔スポーツ・文化芸術の振興〕

- スポーツのまちづくりの推進 (P328～331)
- 音楽や映像のまちづくりの推進 (P339～340) ㊦
- 等々力緑地再編整備の推進 (P236)
- 橘樹官衙遺跡群の保存・整備・活用の推進 (P335)

〔協働により、心がつながるコミュニティづくり〕

- 多様な主体による協働・連携のしくみづくり (P353)
 - ・「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 ㊦
- 動物を通じていのちの大切さを伝える取組 (P176)
- 多世代交流の場づくり ㊦ (P143、189)
- 町内会・自治会の活動を支える取組の推進 (P354)

〔シティプロモーションの推進〕

- 川崎の魅力を活かしたシティプロモーションの推進 (P343～344)
- 川崎の特性を活かした観光の振興
 - ・住宅宿泊（民泊）事業の適正な運営の確保による観光客の来訪・滞在の促進 ㊦ (P346)
- クルーズ船（ホテルシップ等）の誘致 ㊦ (P296)

4 第2期実施計画の推進に要する計画事業費

(単位：百万円)

	年度	総事業費	一般会計の財源内訳				
			一般会計	国庫支出金	市債	その他 特定財源	一般財源
総計	平成30(2018)	1,226,136	736,628	126,142	57,257	96,837	456,392
	平成31(2019)	1,235,511	758,794	129,031	45,568	99,870	484,324
	平成32(2020)	1,286,621	802,816	133,262	63,230	101,539	504,784
	平成33(2021)	1,309,887	818,042	139,560	62,006	98,865	517,613
	4か年総計	5,058,155	3,116,280	527,995	228,061	397,111	1,963,113

※ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。

※ 百万円未満を四捨五入しているため、一般会計と財源内訳の合計が合わない場合があります。

5 第2期実施計画策定に向けた今後の予定

- 2月6日(火) 第2期実施計画案の公表
- 3月下旬 第2期実施計画の策定・公表(ホームページ)
- 4月以降 第2期実施計画の概要についての広報等の実施
- 5月上旬 冊子が作成出来次第、順次販売を開始

「川崎市総合計画第2期実施計画 素案」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「川崎市総合計画第2期実施計画」の平成30(2018)年3月の策定に向けて、「川崎市総合計画第2期実施計画 素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、98通201件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市総合計画第2期実施計画 案」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成29(2017)年11月28日(火)から12月27日(水)まで
- ・意見の提出方法 FAX、郵送、持参、インターネット(フォームメール)、電子メール
- ・募集の周知方法 市政だより、市政だより特別号、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館
総務企画局都市政策部企画調整課
市民車座集会、出前説明会 等

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		98通(201件)
内訳	インターネット・電子メール	34通(72件)
	FAX	48通(87件)
	郵送	4通(15件)
	持参	1通(1件)
	車座集会当日に提出されたもの	11通(26件)

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「川崎市総合計画第2期実施計画 素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、案に対する要望の御意見、記載内容への加筆を求める御意見などが寄せられました。

そのため、記載内容への加筆を求める御意見等を一部反映し、「川崎市総合計画第2期実施計画 案」をとりまとめました。

提出された御意見のうち、「川崎市行財政改革第2期プログラム 素案」に特に関係が深い意見については、同時期に実施している同素案に関する意見募集の実施結果にも参考として掲載しています。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目		A	B	C	D	E	計
政策体系別計画	基本政策 1 に関すること		6	4	34	2	46
	基本政策 2 に関すること		2	4	36		42
	基本政策 3 に関すること		2	5	12		19
	基本政策 4 に関すること		5	9	42		56
	基本政策 5 に関すること		2	2	3		7
区計画	川崎市に関すること		1				1
総論、進行管理と評価、その他		3	4		14	9	30
合 計		3	22	24	141	11	201

(参考) その他、寄せられた意見

- ・ 市民車座集会（平成 29（2017）年 12 月 16 日開催）における意見・質問 22 人（42 件）

【具体的な意見の内容と市の考え方】

- (1) 基本政策 1 に関すること . . . 3 ページ
- (2) 基本政策 2 に関すること . . . 13 ページ
- (3) 基本政策 3 に関すること . . . 20 ページ
- (4) 基本政策 4 に関すること . . . 24 ページ
- (5) 基本政策 5 に関すること . . . 36 ページ
- (6) 区計画に関すること . . . 38 ページ
- (7) 総論、進行管理と評価、その他 . . . 39 ページ
- (参考) 市民車座集会（平成 29（2017）年 12 月 16 日開催）における意見・質問 . . . 45 ページ

※次ページ以降の意見の要旨欄の文頭にある括弧内の番号等については、意見に関連のある川崎市総合計画第 2 期実施計画素案の施策等を示しています。

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(1-1-1) 避難者想定は 36 万人としながら、避難所となる学校体育館の収容可能数は 9 万人分しかない。 こうした現状を改善し、防災施策をしっかりと進めるような取組を明記すべき。	大規模災害時には、避難所となる市立小中学校等の体育館だけでなく校舎等も含めて避難者の受入を行うことにより、全市で約 30 万人の受入れが可能と想定しています。 各避難所の屋内施設だけでは収容しきれない場合も想定されることから、避難所補完施設となることも文化センターや老人いこいの家などの公共施設等の活用や、県立高校や民間事業者等との協定に基づき、一時的に避難者の受入れをしていただくこととしています。さらに本市だけでの対応が困難な場合については、災害時における相互援助協定を締結している他自治体に対し、広域的な避難者の受入調整することなどを本市地域防災計画等に定め、対応することとしています。	D
2	(1-1-1) 災害時の需要への対応や子どもたちの為に、各公園にトイレを整備してほしい。	災害時におけるトイレの需要については、川崎市備蓄計画に基づき、仮設トイレ組立式、マンホールトイレ及び携帯トイレ等を備蓄・整備し、これらの組み合わせにより対応することとしています。 また、市民の皆様に対して、携帯トイレの備蓄等について引き続き働き掛けていきます。 (基本政策 3 にもこの意見に対する回答があります。)	D
3	(1-1-1) 既存の井戸を災害用として再度活用するなどし、緑ヶ丘霊園の防災機能を強化してほしい。	井戸については、水量及び水質の確保ができないため使用できない状況です。緑ヶ丘霊園は広域避難場所としての位置づけもあることから、今後も防災機能の向上について検討を進めていきます。	D
4	(1-1-3) 築 40 年以上の木造戸建住宅に住んでいるが、前面道路が 4 メートル未満のため、耐震補強の助成が受けられないと聞いた。 この助成制度は震災時に倒壊する建築物を減らして、人命を救うために実施しているのではないのか。助成制度の基準を緩和してほしい。	木造住宅の耐震改修工事に係る助成制度については、木造住宅の所有者が耐震性を高めるための工事を実施するにあたり、それに要する費用の一部を助成することにより、市民の生命及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを推進することを目的としています。 御意見には「前面道路が 4 メートル未満のため、耐震補強の助成が受けられないと聞いた。」とありますが、このような状況は助成対象外の規定である「建築基準法令の規定に適合していないもの」に該当する可能性があるものと考えられます。 しかし、助成の対象か否かについては、市職員が十分に調査を行った上で判断しますので、まずは所管課まで御相談ください。 なお、耐震改修助成制度の活用にあたり、是正等の課題解決が困難である場合は、耐震シェルターや耐震ベッドの設置工事の助成制度の活用が可能です。 今後も、御相談される方々の実情に応じ、各種耐震化等に係る助成制度について御案内していきます。	D
5	(1-1-3) 住宅耐震化の必要数 8,900 戸をうたいながら耐震改修助成は全体改修で年間 102 件分と、実績はとても追いついていないのが現状である。こうした現状を改善し、防災施策をしっかりと進	耐震改修促進計画では、平成 32 (2020) 年度までに住宅全体の耐震化率 95% を達成するため、耐震改修や建替え等による耐震化が必要な木造戸建て住宅の戸数を 8,900 戸と設定しています。 本市の耐震対策としては、耐震改修を促進するため無料の耐震診断士派遣制度で、地震の際の住宅の安全性を確認いただき、必要がある場合には、耐震改修助成制度を御利用いただき、耐震改	D

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	めるような取組を明記すべき。	修を行うための費用の一部を本市が助成するものです。 耐震シェルター等設置助成金制度も含めて、今後も一層、制度の周知啓発に取り組むとともに、市民の方が利用しやすい制度となるよう取り組んでいきます。	
6	(1-1-4、1-6-1) 消防職員は国基準の必要数に対して150人も不足し、救急車は5万人に1台必要であるという国の配置基準に対して、人口約30万人分に該当する6台も不足したままである。こうした現状を改善し、防災施策をしっかりと進めるような取組を明記すべき。	国が定める消防力の整備指針と比較し不足する職員数については、職員が普通ポンプ車、水槽付ポンプ車、化学車等の複数の車両の中から災害の種別に応じて車両を選択して乗り換え、効率的な部隊運用を行うことにより必要な消防力の確保に努めており、大規模災害等発生時には職員の動員により、必要となる部隊の増強を図り対応しています。 救急車の整備については、国が定める消防力の整備指針において救急車の必要台数が人口を根拠として算出されることから、指針に基づき必要とされる台数は33台となりますが、本市では27台を配置しています。また、平成30(2018)年度の王禅寺出張所への救急隊配置(救急車28台目)に向けた取組や、平成32(2020)年度の宿河原出張所への救急隊配置(29台目)に向けた検討を進めています。 人口増加や高齢化などによる救急需要に対応していくため、引き続き、救急需要対策を推進するとともに、救急隊増隊後の現場到着時間の検証などを踏まえ、救急隊の適正配置や増隊について、検討していきます。	C
7	(1-2-1) 市民参加の清掃ボランティアによる落書き消しを企画してもらいたい。また、落書きに使用する油性スプレー缶の販売・購入について、市のルールを協議してほしい。市による対応が難しければ県や国に対応を要望してほしい。	街中の落書き消しについては、地域の実情や状況に応じて、落書き消しを行うさまざまなボランティア団体等と連携した取組や各施設管理者への要望等を行っているところです。今後も美しく住みよいふるさと川崎を目指して、地域の実情に応じた取組を進めていきます。	C
8	(1-2-2) 総合自治会館から中原区役所に行くときに信号がない。ぜひ信号をつけてほしい。	信号機の設置及び管理の権限については、道路交通法第4条に基づき神奈川県公安委員会にあり、その事務は神奈川県警察で取り扱っています。 御意見については、管轄する中原警察署に伝達します。	E
9	(1-2-2) 2輪車や4輪車の駐車違反が多いため、取り締まりを強化してほしい。	違法駐車などの交通取締りの権限は警察にあり、市内の各警察署による取締りのほか、民間委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両の確認事務を実施していると伺っています。悪質な違反行為があった場合には、管轄の警察署への通報をお願いします。 本市としては、違法駐車防止のための広報啓発活動を交通安全市民総ぐるみ運動で展開しています。 今後も警察や地域の方々と連携して、違法駐車防止に向けた広報啓発活動を進めていきます。 また、自転車及び原動機付自転車(50cc以下)が道路に放置されている場合については、当該場所に放置しないよう指導するとともに、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき撤去を行っていきます。	E

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	(1-2-4) 子ども達の生命を守る為に、狭い生活道路などでハンプを設置するなど車両の速度抑止対策をしてほしい。	本市では、歩行者と車両の安全確保や円滑化を図るため、歩道の設置や交差点の改良、交差点・路側帯内のカラー化など、交通安全施設の整備を行っています。 生活道路へのハンプの設置については、近隣住民の合意や車両通過時の振動など、多くの課題がありますが、生活道路の速度抑止対策については、今後も交通管理者や関係部署と連携して進めていきます。	D
11	(1-2-4) 市が管理する道路は車優先となっており、交通安全等の妨げとなっている。歩車分離の推進は、自動車の速度上昇や通過交通の発生にもつながることから、「ゾーン 30」の導入や歩車分離信号の導入を進めてほしい。	本市では、歩行者と車両の安全確保や円滑化を図るため、歩道の設置や交差点の改良、交差点・路側帯内のカラー化など、交通安全施設の整備を行っています。 「ゾーン 30」の導入や歩車分離信号機の設定については、交通管理者の所管ではありますが、生活道路の安全対策については地域からの要望を考慮して進めるとともに、必要に応じて交通管理者と連携していきます。	D
12	(1-2-4) 大通りの樹木や植え込み、道の片隅、歩道橋の下にたばこの吸い殻等のごみがたくさん落ちている。 街を美しくするための要員を沢山配置して、ゴミが落ちていない綺麗な川崎にしてほしい。	本市が管理する道路および駅前広場等の清掃については、各区役所の道路公園センターが年間を通じて清掃業者に業務を委託しています。 道路の清掃については、吸殻などの歩道のゴミを車道へ掃き出しながら、特殊な道路清掃車がブラシで掃き取り、路線を清掃するもので、市内の幹線道路を中心に主に夜間作業にて月に約 2 回清掃を実施しています。植樹帯内の清掃については、年 1 回程度の除草作業に併せてゴミの回収を行うとともに、地域の皆様や街路樹等愛護会などのボランティアの方々にも清掃等の御協力をいただいているところです。 今後も、街路樹等愛護会等のボランティア団体の活動を支援し市民協働の取組をさらに推進するとともに、市民の皆様が常に安全で良好な状態でより快適にまちを利用できるよう、適切に維持管理に努めていきます。	D
13	(1-2-4) 川崎駅以南は、道路周りが汚い。植樹帯や歩道裏側などにゴミが放置されているので清掃・点検をしてほしい。	本市が管理する道路および駅前広場等の清掃については、各区役所の道路公園センターが年間を通じて清掃業者に業務を委託しています。 道路の清掃については、吸殻などの歩道のゴミを車道へ掃き出しながら、特殊な道路清掃車がブラシで掃き取り、路線を清掃するもので、市内の幹線道路を中心に主に夜間作業にて月に約 2 回清掃を実施しています。植樹帯内の清掃については、年 1 回程度の除草作業に併せてゴミの回収を行っています。また、川崎駅東口周辺の植樹帯や中央分離帯については、2 週間に 1 回程度の頻度で清掃作業を実施しています。 今後も、市民の皆様が常に安全で良好な状態でより快適にまちを利用できるよう、適切に維持管理に努めていきます。	D
14	(1-3-1) 工業用水管路は事故が発生すれば、受水先の企業において操業停止を含む重大な事態が発生し、多大な影響が発生する懸念がある。本計画の中でも、管路更新計画の検討を進め、具体的な	工業用水道の管路は、これまで大口径管の溶接継手鋼管を多く採用してきたことから、約 98%が耐震管となっており、平成 24 (2012) 年度に実施した「川崎市地震被害想定調査」においても、本市直下の地震により壊滅的な打撃は受けにくいと想定しています。しかし、多くの管路の経年化が進行しており、計画的な更新を進めていく必要があります。工業用水道の管路は多くが大口径	C

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>計画を示し、推進をお願いする。</p> <p>また計画にあたっては、国が示す工業用水道施設アセットマネジメント指針に則り、ダウンサイジング等を含めて検討をするとともに、事故が発生した場合の確実な応急体制についても示してほしい。</p>	<p>管となっており、更新には多くの費用と長期の期間を要することから、可能な限り将来の需要を見据えた上で、慎重に更新手法の検討を進めていく必要があり、第2期実施計画期間において具体的な計画を検討していきます。</p> <p>工業用水道については、平成28(2016)年度に完了した再構築計画に基づき、契約水量に見合った給水能力のダウンサイジングを実施しています。現在、工業用水道の管路は、利用者の皆さまの使用水量の変動に対応できる送配水能力を有していますが、更新にあたっては十分な予備能力はなく、長期間停止することは困難となっています。そのため、管路のダウンサイジングを含む更新手法の検討にあたっては、慎重に進めて行く必要があります。</p> <p>事故が発生した場合の対応についてですが、本市は配管工の職員を確保しており、事故発生時には、市内3箇所に着手する体制を整えています。さらに、大規模地震等が発生した場合には、関係機関・団体と連携して応急対策活動を行うため、関東地域の工業用水道事業者と相互応援の協定を締結しているほか、本市においては、上水道・工業用水道を一体で運営していることから、大都市水道局間における災害相互応援の覚書などを活用し、迅速な対応を図っていきます。</p>	
15	<p>(1-3-1)</p> <p>工業用水の受水企業の負担を減少させる施策として、企業債の残高をより縮小し、金利負担の軽減を推し進めてほしい。</p>	<p>企業債残高については、建設投資の優先順位などを考慮し、事業調整を図りながら、後年度負担への影響を配慮した適正管理に努めています。</p> <p>高金利対策の繰上償還については、過去に2回特例措置による補償金免除の繰上償還を行い、支払利息の低減対策を実施してきました。今後も公債費負担軽減対策等の制度拡充について、国への要望等を行い、経営の効率化に努めていきます。</p>	B
16	<p>(1-3-1)</p> <p>工業用水道の効率的・効果的な執行体制の整備や資産の有効活用について、運営コストの低減を図るため、運転やシステムの外部委託、PFIの導入等も含めた検討をお願いする。</p>	<p>持続可能な経営基盤の確保に向け、平成30(2018)年度から工業用水道専用施設である生田浄水場等の運転監視・保守点検業務を段階的に民間委託することとしています。</p> <p>今後も、緊急時における即応体制の確保、技術・技能の継承、お客さまサービスの維持・向上などを前提として、簡素で効率的・効果的な執行体制の整備や資産の有効活用について継続して進めていきます。</p>	B
17	<p>(1-3-1)</p> <p>工業用水道における責任消費水量制について、契約水量と使用水量の状況による受水企業間のアンバランスを解消させる施策の検討をお願いする。</p>	<p>契約水量と使用水量の乖離については、平成15(2003)年度から減量承認制度を取り入れ、新規増量契約水量があった場合に、事業財政の健全性の確保を前提として、お客様からの申請により、減量申請水量と乖離率を考慮し、新規増量水量を限度として、契約水量の減量を承認し、乖離の解消に努めているところです。また、平成22(2010)年度の料金改定(減額改定)では、現行の責任消費水量制は踏襲しつつも、お客様負担と事業者の利益確保のあり方の観点から、基本料金と使用料金による二部料金制度を導入しました。これまでも、課題解消に向けて取り組んでいるところですが、今後も、引き続き検討していきます。</p>	C
18	<p>(1-4-1)</p> <p>市は、社会福祉協議会の実態の把握</p>	<p>今年度、次期「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」策定に向けてそれぞれ検討を進めています。策定過程の中で、両計画の策</p>	D

(1) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>や、その計画「地域福祉活動計画」の内容の理解をしていないのではないか。実態を把握しないまま、社会福祉協議会に地域福祉を推進する役割を「丸投げ」しているのではないか。また、社会福祉協議会の具体的な活動を区ごとに示してほしい。</p>	<p>定委員の意見交換を行うなど、相互の情報共有、協働・連携に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>こうした中で、地域課題を共有し、双方が協働・連携を図りながら、今後の事業展開を図っていくことを目指しています。</p> <p>また、各区においても、「地域福祉計画」の策定作業を進めており、区ごとの地域における取組もあわせて、計画に記載しているところです。</p>	
19	<p>(1-4-1)</p> <p>地域包括ケアシステムの推進にあたり、「自助」「共助」の強化のために、①説明会及び意見交換会の場を増やすこと、②社会資源発掘及び開発の専門職である社会福祉士を生活支援コーディネーターとして配置すること。</p>	<p>①地域包括ケアシステムの構築に向け、これまで町内会・自治会等延べ44,000人に出前説明会を開催したほか、町内会・自治会に加入している世帯を対象としたリーフレットの全戸回覧、ポータルサイトからの情報発信などにより、市域における「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有に努めてきました。</p> <p>一方で、市民全体の理解度・認知度の向上が課題であると認識しているため、今後は特に50歳代以下の現役世代への広報に力を入れていきます。</p> <p>また、今年度は推進ビジョンを上位概念とする関連計画の策定を行っており、平成30(2018)年1月には各区で説明会を開催しました。</p> <p>②本市では、市内を地域の実情に応じて40の地区に分け、1地区2～3名の保健師を地区担当として配置しています。</p> <p>保健師は、住民の関心の高い「健康」などをきっかけとして地域での顔の見える関係をつくりながら、地域の方々と活動していることから、担当する地区のコーディネーターとして、社会福祉職は、区内全域を統括する役割として行政区を単位としたコーディネーターとして、それぞれ位置づけてきました。</p> <p>引き続き保健師・社会福祉士等の多職種の連携のもと、町内会・自治会などの地縁組織、地域包括支援センター等の機関などと協力し、さまざまな方が主体となって活動できるよう取組を進めていきます。</p>	D
20	<p>(1-4-1)</p> <p>民生委員児童委員の充足について、現状の問題、課題を言う。①行政で担うべきものを民生委員児童委員が引き受けるには負担が大きい、②現場と行政をつなぐには予算措置すべき、③行政として実態把握が不十分、④加盟団体への負担金は行政負担とすること、⑤行政と民生委員児童委員の仕事の区分けをしっかりとすること。</p> <p>丸投げの状態を改善しないと委員になる人は増えない。</p>	<p>民生委員児童委員の充足については、活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置し、平成27(2015)年12月に報告書を取りまとめたところです。</p> <p>この報告をもとに、活動負担の軽減に向けて、民生委員児童委員への依頼事項の整理、マニュアルの作成や、活動に対する理解促進のための広報充実、新たな人材確保に向けた呼びかけなどを行ってきました。</p> <p>さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成28(2016)年度には、各区に地域みまもり支援センターを設置し、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、民生委員児童委員との更なる連携を推進しています。</p>	B
21	<p>(1-4-1)</p> <p>平成29(2017)年3月に開催された「高津区高齢者見守りネットワーク交流会」で紹介された「住民の支え合いマップ」を紹介で終わらせることなく、</p>	<p>「住民の支え合いマップ」は、住民主体の見守り活動の一例として紹介しました。</p> <p>各区の見守り活動においては、すでに町内会でマップや名簿を作成し活用している地域や、老人クラブ友愛チームを中心に訪問活動に取り組んでいるグループ、公園体操や健康づくりの活動を</p>	D

(1) 基本政策1に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	実際に作成すること。	通した見守りなど、地域ごとにさまざまな取組が進められているため、地域にあったやり方でそれぞれ工夫しながら進めていくことが重要と考えています。	
22	(1-4-1、1-4-4、1-4-5) 川崎市障害者差別解消条例を制定してください。	<p>条例の制定については、条例化よりも具体的な取組の充実が重要であるとの障害者施策審議会での当面の結論が出されたことなどを踏まえ、本市としては、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、本市職員向けには「対応要領」を策定し、研修等を通じて本市組織・職員への周知徹底を行うとともに、市内事業者・市民等に対しては啓発品の配布や本市ホームページ等による情報発信等を通じて、広く周知を行うなどの取組を行っています。今後においても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、川崎市人権施策推進協議会からの提言では、人権全般も見据えた幅広い条例が必要とされており、人種、性別、障害、性的マイノリティなど関係する法令・条例などの基礎的な調査を行っているところです。条例の制定にあたっては、あらゆる差別を本市から根絶することを目指すものであるべきと考えており、今後丁寧に検討していきます。</p>	D
23	(1-4-1、1-6-1) 地域医療の充実を望む。要介護の在宅高齢者が増加する中で必須だと感じている。	<p>医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が行われることが必要であると考えています。</p> <p>今後も、医療・介護関係団体の代表で構成する「川崎市在宅療養推進協議会」において、円滑な医療・介護連携に向けた協議を実施するとともに、在宅医療・介護の多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けて取組を進めていきます。</p>	B
24	(1-4-2) 保健福祉関係の各計画の策定にあたっては、結果ありきの審議会等でないことをお願いしたい。介護保険運営協議会が年間1回程度しか開催されていないことは疑問に感じる。	<p>各計画の策定にあたり開催している審議会等は、それぞれ学識経験者や地域団体、分野関係団体、市民の方々等により構成されており、市民の皆様のお意見をできる限りお伺いするとともに、専門的知見を参考に、課題解決に向けた施策を検討してきました。3月の策定に向けては、パブリックコメント手続等による御意見を踏まえながら、審議会等での検討を進めていきます。</p> <p>なお、介護保険運営協議会は、今年度は計画策定年度のため、単独で1回、高齢者保健福祉計画策定推進委員会との合同会議として5回開催を予定しています（1月末時点で計4回開催）。</p>	D
25	(1-4-2) 特別養護老人ホームの待機者数が多いので、入所できるまでに時間がかかる。大規模開発にける予算の一部を特別養護老人ホームの建設に回してほしい。	<p>平成28（2016）年度に実施した高齢者実態調査の結果からは、多くの高齢者の方々が「介護が必要になった場合でも自宅で暮らしたい」と望まれている状況です。</p> <p>そのため、在宅生活を支えていくための「居宅サービス」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」等の「地域密着型サービス」の拡充や、介護者の負担軽減のための「ショートステイ」の整備を進めて行くことが大変重要であると考えています。</p>	D
26	(1-4-2) 特別養護老人ホームの待機者数は人口100万人以上の政令指定都市中ワー		D

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	スト 1 位だ。改善を望む。	特別養護老人ホームについては、平成 27 (2015) 年 4 月の介護保険制度の改正により、入居対象者を原則要介護 3 以上の中重度の方とする重点化が図られたため、入居に当たっては、要介護度のほか、認知症の程度や介護者の状況等を総合的に勘案しています。	
27	(1-4-2) 特別養護老人ホームの整備について、今年 10 月の特養ホームの申請者数(待機者数)は 3,582 人で、このうち「なるべく早く入居したい」は 2,676 人である。本市の整備計画では、平成 32 (2020) 年度までの 3 年間の第 7 期計画の整備数は 590 床で、さらに 8 期計画以降の平成 37 (2025) 年度までの 5 年間で 500 床と、8 年間で 1,090 床の増床しか計画されていないのは、市民ニーズとあまりにも大きくかけ離れたものである。計画の前倒しを行い、横浜市と同等の 12 か月以内の入居を目標に据えるべきである。	特別養護老人ホームについては、平成 27 (2015) 年 4 月の介護保険制度の改正により、入居対象者を原則要介護 3 以上の中重度の方とする重点化が図られたため、入居に当たっては、要介護度のほか、認知症の程度や介護者の状況等を総合的に勘案しています。 今後も、各区の設置バランスや地域性等を勘案するとともに、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的に入居できるよう、「地域密着型サービス」等の拡充と併せ、引き続き必要な整備を進めていきます。	D
28	(1-4-2) 特別養護老人ホームの大幅な増設をすべき。	特別養護老人ホームの整備計画数については、在宅や病院等における要介護 3 以上の中重度の方で「今すぐ入居したい」と希望される入居申込者の割合と、平成 37 (2025) 年度の要介護 3 以上の方の増加見込み数を基に算出していますので、引き続き真に入居が必要な方が優先的に入居できるよう、整備を進めていきます。	D
29	(1-4-2) 特別養護老人ホーム整備到達目標を「要介護 3 以上の方は 1 年以内入所実現する」とすること。1 年以内入所の到達年次を決め、それに見合う年次計画へ修正発展させるよう強く要望する。	今後、入居待ち状況について正確な実態の把握とともに入居申込者管理システムの再構築を行い、必要な施設整備を進め、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的かつ円滑に入居できるよう取り組んでいきます。	D
30	(1-4-2) 特別養護老人ホームの必要数と整備数を考える上で次の数字を提示した上で、「2025 年整備目標の基準になる考え方」を提案することを要望する。 ①待機者数の正確な実数、②待機者の 1 年以内入所者の比率と 3 年以上待機者の比率、③第 7 期介護保険事業計画の整備目標が達成されることにより、1 年以内入所率がどこまで改善されるか。	特別養護老人ホームの入居申込状況の把握については、素案にも記載のとおり第 2 期実施計画期間中に実施予定です。 特別養護老人ホームの整備計画数については、在宅や病院等における要介護 3 以上の中重度の方で「今すぐ入居したい」と希望される入居申込者の割合と、平成 37 (2025) 年度の要介護 3 以上の方の増加見込み数を基に算出していますので、引き続き真に入居が必要な方が優先的に入居できるよう、整備を進めていきます。	D
31	(1-4-2) 低中所得者の介護保険料引き上げをしないため、基金残高の全額を、引き下げ財源にまわすこと、所得に応じた公平な保険料負担のため、高額所得者の保険料段階数を拡大し、上限を 5,000 万円以上とすること、根本的解	介護保険給付費準備基金の残高については、保険料の負担軽減に充当するものと考えています。介護保険料段階については、今後、介護報酬改定等を踏まえた給付費の精査及び介護保険給付費準備基金の取り崩し額の決定を行った上で設定していきます。また、本市国民健康保険料における上限額が適用となる所得額や、他の政令指定都市の最高額段階の条件を勘案し、最高額段階である 14 段階の適用となる所得は 1,000 万円以上とすることが適切と	D

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	決に向けて川崎市が他の自治体と一緒に、国へ国庫負担率の引き上げを強く要求すること。それが実現するまでは、一般会計からの繰入れをすること、を求める。	考えています。介護給付費の財源に占める国庫負担率の引き上げについては、引き続き国へ要望していきます。また、一般会計からの繰入れについては、我が国の介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという理念のもと、国、都道府県、市町村、被保険者が法令に定められた割合に基づいて給付費等の費用を拠出し、運営することとされているので、保険料の軽減を目的として自治体が独自に法定の負担割合を変更し、その財源を一般財源に求めることはふさわしくないものと考えています。	
32	(1-4-2) 現行の介護保険の段階数と上限額では、不当に高額所得者の保険料負担が低い。川崎市ができる低中所得者の負担を増やさない対策として、1,000万円以上の方に相応の負担をしてもらうことが必要と考えるため、①年収5,000万円以上の方の人数について調査し公表すること、②年収1,000万円以上の段階数を増やして上限を引き上げる検討をし、公表すること。	介護保険料段階については、本市国民健康保険料における上限額が適用となる所得額や、他の政令指定都市の最高額段階の条件を勘案し、最高額段階である14段階の適用となる所得は1,000万円以上とすることが適切と考えています。	D
33	(1-4-2) 介護保険料も決して安くはない。改善を望む。	介護保険料については、急速に高齢化が進展する中、全国的にも上昇は避けられないものと認識していますが、自立支援、重度化防止に向けた取組を推進するとともに、介護保険給付費準備基金を活用することなどにより、介護保険料の上昇を緩和していきたいと考えています。	D
34	(1-4-2) 介護保険料の値上げは困る。生活が大変なので安くしてほしい。		D
35	(1-4-3) 比較的若いシニアの有効活用をもっと考えてほしい。	本市では、シルバー人材センター、だいJOBセンター、キャリアサポートかわさきにおいて、それぞれの事業の特性を生かし、高齢者の就労支援に取り組むとともに、定期的に情報交換会を開催し、求人・求職状況の共有化や相談事例の情報交換などを通じて、関係機関相互の連携を図ってきました。 今後も、より一層の連携を図りながら、高齢者の多様な働き方への支援など、就労促進に取り組んでいきます。 (基本政策5にもこの意見に対する回答があります。)	B
36	(1-4-3) 今井中学校区の老人いこいの家に関連する記載がない。消防署跡地、自治会館跡地がある中で、もう「土地がない」とはいえないのではないかと。	今井中学校区におけるいこいの家の整備については、小杉駅周辺の再開発に伴う公有用地の活用や、民有地の取得及び土地・建物の借り上げ方式による整備の可能性も視野に入れ、検討してきましたが、現在のところ適当な整備地の確保に至っていません。 今後も開発動向や施設のあり方の検討内容等を踏まえながら、さまざまな整備手法について検討していきます。	D
37	(1-4-3) 今井地区には老人いこいの家がないため、今井地区に「老人いこいの家」を建設することを計画に入れてほしい。 (同趣旨 他1件)		D
38	(1-4-3)		D

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>「誰もが安心して暮らせる地域のつながるしくみをつくる」という政策を早急に実現してほしい。近所の人同士で体操をしたり、おしゃべりをする場が必要だ。今井中学校区域には、つくらなければならないとされている「老人いこいの家」がない。保育園と合築でもいいし、公園の片隅でもいいのでつくってほしい。</p>		
39	<p>(1-4-3) 市民がいつでもつどえる場所として、こども文化センターと老人いこいの家と一緒に、老若男女が繋がれるところをもっと多くしてほしい。</p>	<p>平成 27 (2015) 年度から乳幼児、青少年、成人といった幅広い年代が利用する「こども文化センター」と 60 歳以上の方が利用する「老人いこいの家」において、運営面及び事業面における連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、「老人いこいの家」及び「こども文化センター」における連携モデル事業を実施しています。</p> <p>今後については、引き続き、多世代交流の更なる促進に向けた仕組みづくりを検討します。</p>	B
40	<p>(1-4-4) グループホームの増設計画で実現できなかった不足分は翌年に加算し、確実に計画どおりの増設を図ってほしい。</p>	<p>今年度策定中の第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版において、平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の実績を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度まで毎年 90 名、3 年間で合計 270 名のグループホームの定員増を図ることとしています。</p> <p>着実な整備が図れるよう、世話人体制確保加算や夜間体制加算等によるサービス提供支援を引き続き実施するとともに、整備費補助については、同プランにおいて肢体不自由の方のための補助の充実の検討を図ることとしたところです。併せて、国庫補助のより一層の活用についても検討していきたいと考えています。</p> <p>また、不動産事業者等へグループホームの理解を促し、設置の促進に努めていきます。</p>	D
41	<p>(1-4-4) 障害者施設運営費補助は削減ではなく、増やす方向で見直しをしてほしい。</p>	<p>障害者支援施設等への市独自加算は、運営法人の経営実態調査結果を踏まえ、その内容等を検討しています。今後についても、そのあり方について慎重に検討していきたいと考えています。</p>	D
42	<p>(1-4-4) 重度障害者医療費助成制度を存続させ、精神障害者 2 級の人と 1 級の入院まで対象を拡充してほしい。</p>	<p>重度障害者医療費助成制度については、昭和 48 (1973) 年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3 分の 1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限制度が導入されており、さらに 65 歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところです。</p> <p>本市としては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところですが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要があります。</p> <p>平成 25 (2013) 年 10 月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院については、精神障害者入</p>	D

(1) 基本政策 1 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>院医療援護金交付事業により給付を行っているところです。</p> <p>また、身体障害者手帳 1 級・2 級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金 1 級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者においても、同様の区分にあたる手帳 1 級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の方は助成対象とはしていません。</p> <p>今後については、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めていきます。</p>	
43	<p>(1-4-4、1-4-5)</p> <p>障害があるから、仕方がないと思うのではなく、セーフティネットがみんなの安心安全と心得て、人的・経済的支援をすること。具体的には、各分野の専門相談委員を配置・支援、ライフステージに応じた相談の実施、事例を踏まえた福祉政策の実施などを求める。</p>	<p>本市では、「第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン」を策定し、「障害のある人もない人もお互いを尊重し、共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障害者施策を進めています。今年度策定中の「第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」におきましても、この基本理念を引継ぎ、あらゆる世代に対応した支援体制の構築に努めていきます。</p>	D
44	<p>(1-5-1)</p> <p>国民健康保険料の値上げは困る。生活が大変なので安くしてほしい。</p>	<p>国民健康保険料については、高齢化の進展や医療の高度化により 1 人あたり医療費が年々増加する中、全国的にも上昇は避けられないものと認識していますが、保険料収納対策や医療費適正化の取組を推進することなどにより、保険料の上昇を緩和していきたいと考えています。</p>	D
45	<p>(1-5-1)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度は、公害被害が背景にあり、他のアレルギーとは性質が異なるため、本制度を維持拡充するとともに、原因者である自動車メーカーや道路会社などにも負担を求めてほしい。</p>	<p>「成人ぜん息患者医療費助成制度」は、本市におけるアレルギー対策の一環として、広く市内全域を対象に医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的としています。本制度のあり方については、他の医療費助成とのバランスや公平性等を考慮するとともに、気管支ぜん息が国のアレルギー疾患対策の対象となる疾患に位置付けられていることから、その動向を注視しながら、引き続き検討していきます。</p> <p>また、気管支ぜん息は、その発症の要因として大気汚染も含めさまざまなものが指摘されていますが、本市では、アレルギー対策の一環として本制度を実施していることから、自動車メーカー等に負担を求めるのは困難であると考えています。</p>	D

(2)基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(2) 基本政策2「・・・できるふるさとづくり」の「ふるさと」はそぐわないのではないか。	御指摘の基本政策2は、子どもを安心して育てることのできる環境をつくることなど、子ども・子育て施策や教育施策等を位置付けており、取組を推進することで、子どもたちの笑顔があふれ、郷土への愛着や誇りを感じることが出来るまちづくりが進むイメージを伝えられるように「ふるさと」という言葉を用いています。	D
2	(2-1-1) 小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、中高生まで拡大してほしい。	本制度は子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていく上で大変重要な子育て施策の一つであると考えています。	D
3	(2-1-1) 小児医療費助成制度の制度内容が最低水準である。安心して子育てできる市の実現を望む。	通院助成対象年齢については、制度の運営状況や子育て家庭を取り巻く状況、財政面への影響などさまざまな観点から幅広く検討を行い、平成29(2017)年4月に小学校3年生までから小学校6年生までに拡大しました。	D
4	(2-1-1) 中学校まで医療費を無償にしてほしい。	所得制限については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、今後も設けていく必要があると考えていますが、子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいため、入院医療費の所得制限の廃止に向けた取組を進めます。	D
5	(2-1-1) 小児医療費助成制度について、通院医療費の助成についても所得制限を撤廃すべき。		D
6	(2-1-2) 保育園について、公約通り「認可保育園」を増やしていくことと、園庭のない高架下の保育園の見直しを望む。	引き続き、地域の保育需要を見極めながら、効果的な認可保育所等の整備を行っていきます。その中で、可能な限り園庭が確保できるよう、保育事業者等と協議を進めていきます。なお、高架下の保育所の大半においても、基準を満たした園庭を備えています。	D
7	(2-1-2) 保育園が高架下にできるなどしており、子どもたちの成長が考えて作っていないように思える。また、保育園は、民営化するのではなく、市でつくって運営してほしい。	公立保育所の民営化により、限られた財源を効率的に活用するとともに、受入定員の増加や長時間延長保育の実施等による質の高いサービス提供を確保することで、本市全体の喫緊の課題である保育需要の増大化・多様化へ適切に対応しているところです。引き続き、保育の質の維持・向上を図りながら、民間による新設保育所の整備や公立保育所の民営化を進めていきます。	D
8	(2-1-2) 保育園の保留数は政令指定都市でワースト2位である。安心して住み続けられるようにするために改善を望む。	本市では、武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田駅周辺など、大規模集合住宅の開発が継続している地域を中心に、就学前児童数の増加が見込まれ、また、主要駅周辺を中心に、依然として保育ニーズが拡大していることから、今後も必要な地域に、的確に保育受入枠を確保していきます。 平成30(2018)年4月に向けては、認可保育所の新設や定員増等により、昨年4月と比べて1,896人分の受入枠の拡充を予定しているところですが、引き続き、既存保育所における更なる受入れの調整や、川崎認定保育園の新規認定など、多様な手法により、一人でも多くの保育受入枠を確保していきます。 今後も「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向け、引き続き、待機児童の解消と保育サービスの質の維持・向上に取り組	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		んでいきます。	
9	(2-1-2) 保育所を必要とする人は今後も増えると考えられるので、保育園の受入枠の増設規模を 10,000 人程度に引き上げるべきではないか。 (同趣旨 他1件)	保育受け入れ枠の拡大については、利用申請に的確に対応するため、必要量の見込みを精査し、認可保育所の新設や定員増といった多様な手法により適切な確保を目指していきます。	D
10	(2-1-3) 市民がいつでもつどえる場所として、こども文化センターと老人いこいの家と一緒に、老若男女が繋がれるところをもっと多くしてほしい。	平成 27 (2015) 年度から乳幼児、青少年、成人といった幅広い年代が利用する「こども文化センター」と 60 歳以上の方が利用する「老人いこいの家」において、運営面及び事業面における連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、「老人いこいの家」及び「こども文化センター」における連携モデル事業を実施しています。 今後については、引き続き、多世代交流の更なる促進に向けた仕組みづくりを検討します。	B
11	(2-1-3) 「すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりを行うため、わくわくプラザにおいて遊びの場、生活の場を確保し…」とあるが、わくわくプラザはすべての児童のためにあるのか。「希望する」とした方がよいのではないか。	平成 15 (2003) 年度から保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、学校施設を活用した「わくわくプラザ事業」を全小学校内で実施しています。今後についても、「わくわくプラザ事業」が、全ての小学生の放課後の安全な居場所となるよう事業の充実に努めていきます。	D
12	(2-1-3) わくわくプラザについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例違反とならないように、早急に定員分のスペースを確保してほしい。	本市のわくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業をあわせて実施し、設備及び運営の基準に関する条例に基づき運営をしています。基準面積の確保については、学校との綿密な連携調整を図るとともに、学校施設の活用や施設改修などを含めた柔軟な対応に努めています。	D
13	(2-1-3) わくわくプラザ事業の定期利用の部分については、放課後児童健全育成事業として、専用室や定員など、定められた基準を満たして運営してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
14	(2-1-3) 過密なわくわくプラザの受け皿としても機能している民間の学童保育について、補助を実施してほしい。	本市では、平成 15 (2003) 年度から保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、学校施設を活用した「わくわくプラザ事業」を全小学校内で実施しています。今後についても、「わくわくプラザ事業」が、全ての小学生の放課後の安全な居場所となるよう事業の充実に努めていきます。	D
15	(2-1-3) わくわくプラザの補完を担っている放課後児童健全育成事業の届出をしている営利目的でない事業者に対して、国で定める運営補助基準に基づいて補助金を交付してほしい。	また、民間の事業者による放課後児童健全育成事業については、地域においてさまざまな運営形態により、スポーツ活動や学習支援など、多様なプログラムが提供されている状況があります。 本市のわくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業と合わせて実施していることから、民間放課後児童健全育成事業者への	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	(同趣旨 他1件)		
16	(2-1-3) 市民が放課後児童健全育成事業を新設する場合、可能な限りさまざまな支援をしてほしい。 (同趣旨 他1件)	助成は行いませんが、これまで行ってきた下水道使用料の減免、当該施設の廃棄物における社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援及び各種の情報提供等については、継続して実施していきます。	D
17	(2-2) 教員が忙し過ぎる。教員の数を増やしてほしい。	現在、学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。	C
18	(2-2、2-3) 施策 2-2-4、政策 2-3、p.512 及び p.513 について、子どもを取り巻く教育環境・条件の格差が学力差を生み、悪循環に陥っている。子どもは、子ども期に培うものを培うため、遊ぶ、集団と群れる、一人でいたいときは好きなだけ一人でいられる、という子ども観を持たなくてはならない。為政者は市民の意見、現場の声を聴いているのか。理解、工夫しようとしているのか。	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、教職員に対して採用時から経験年数に応じた体系的な研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を推進しています。今後は、教員の職責や経験及び適性に応じた育成指標を設定するとともに、それに基づいた研修体系の見直しを図り、各学校における教育力の向上に努めます。	D
19	(2-2-1) 小・中学校の30人以下学級の実現をめざしてほしい。	少人数の学級編制については、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施していますが、児童生徒の習熟の程度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしています。このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。	D
20	(2-2-1) きめ細やかな指導推進事業について、すべての子どもが安心して学べる教育条件を保障するため、35人以下学級を実現するとともに、習熟度別の指導をやめてほしい。 (同趣旨 他2件)	少人数の学級編制については、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施していますが、児童生徒の習熟の程度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしています。このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であるとと考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。 きめ細やかな指導推進事業については、一人ひとりの「分かる実感」を大切しながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を生かして全校で展開しています。今後も、各学校の実態に応じた取組を支援し、すべての子どもが「分かる」を実感する授業づくりを進めていきます。	D
21	(2-2-1)	少人数の学級編制については、各学校が実情に応じて指導方法	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>川崎市独自の取組として、①小学3年生まで35人以下学級を実施、②小学4年生から6年生までは「学校独自で判断」、③不登校生徒が急増する中学1年生で35人以下学級を実施、④中学2、3年生は、「学校独自で判断」としてほしい。</p>	<p>工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施していますが、児童生徒の習熟の程度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしています。このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。</p>	
22	<p>(2-2-1) 教職員の研究について、総合教育センターの研究と自主的な研究がバランスよくあるとよい。教員の主体的・自主的な研究を保障すると、教える側、教えられる側の意欲が沸き、授業が活性化される。そのために必要な研究時間や出張旅費を確保してほしい。</p>	<p>教員の自主的研究のための時間の確保は、必要なことであると考えます。総合教育センターの研究は、本市の教育の発展に向け、各学校の実態に応じた各教科等及び教育課程実施上の諸課題についての研究を目的にした研究推進校に委託し、各校の実践を推進しながら行っています。研究推進校の研究内容が、本市の教員に発信され、自主的な研究の充実にもつながると考えています。</p>	C
23	<p>(2-2-1) 「健康」とは、心身ともにバランスの取れた状態である。さまざまなスポーツを学校で体験することが大事。生涯やりたい、続けたいスポーツが見つかるれば、成人病対策や高齢者の健康保持につながる。部活動の問題も起きていることから、義務教育の間は、一種の競技に力を注ぐのは適切ではない。</p>	<p>生涯を通じた運動習慣を身につけるためには、身体を動かす楽しさを実感させる取組が必要となります。</p> <p>市内の小学校では、休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなど、子どもたちが自発的に運動に取り組める「キラキラタイム」を推進しています。</p> <p>また、中学校における部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、健やかな心身の育成を目指すうえで、大切な活動であると考えています。一方で、行き過ぎた運動部活動によるスポーツ障害等のさまざまな影響が生じるようなケースは、憂慮すべきことと認識しており、引き続き、部活動の適正な運営に向けた取組を推進していきます。</p>	D
24	<p>(2-2-1、2-2-2) 保育園から中学校まで給食を無償にしてほしい。また、一人親の家庭や、低所得者の家庭に助成し、高校・大学で学べるようにしてほしい。</p>	<p>公立保育所については、子ども・子育て支援法第27条第3項に、保育に要する費用に関して、保護者の属する世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める額が、利用者負担（保育料）として規定されています。</p> <p>私立保育所については、同法附則第6条第1項に、市町村は保育所に、保育に要する費用を委託費として支払うものと規定されており、また、同条第4項に、保育に要する費用の支払をした市町村の長は、子どもの年齢等に応じて定める額を保護者から徴収するものと規定されています。</p> <p>このように、給食提供を含めた保育の費用は、保護者に負担していただく利用者負担（保育料）によっても支えられていることを、御理解ください。</p> <p>子どもの健やかな発育・発達のためには、乳幼児期の食事が重要であることを十分に認識し、今後も栄養豊かで安全・安心な保育所給食の提供に努めていきます。</p> <p>学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定により、「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」と規定されています。</p> <p>また、本市の学校給食費については、食材費のみを保護者の負担とし、その他の経費は公費での負担としています。</p>	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>このため、学校給食は保護者から納付いただいた給食費で支えられており、今後についても、育ち盛りの子どもたちにとって栄養バランスの良い、安全・安心で温かく美味しい学校給食の提供に努めていきます。</p> <p>なお、経済的に就学困難な小中学生の保護者に対しては、学校給食費等の必要な援助を行う就学援助制度等があります。</p> <p>また、本市には高等学校奨学金（支給）、大学奨学金（貸付）の制度があり、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に対し、奨学金を支給又は貸付しています。</p>	
25	<p>(2-2-2)</p> <p>西中原中学校夜間学級は、先進的な取組をしている。そこで、①市民に知ってもらうため、市民の認知度を踏まえて、効果的な広報を実施すること、②夜間学級における「学びの成果、教訓」を市民に定期的に知らせること、③将来、「北部、南部を含む3校体制」とすることを総合計画に位置付けることを要望する。</p>	<p>①夜間学級が開設されていることについては、区役所、図書館、市民館等を通じたポスターの掲示やチラシの配布、西中原中学校夜間学級及び教育委員会のホームページや市政だよりへの生徒募集の掲載などで広く市民の方々へ広報しています。今後も、ポスター等の作成やホームページの更新等による広報を行っていきます。</p> <p>②夜間学級では、文化祭等の学校行事において学習の成果を発表しています。またホームページには、学校教育目標や日頃の学習の様子を掲載し、市民の方々にも定期的にお知らせしています。</p> <p>③夜間学級が現在抱えている問題として、教室環境等の整備、教職員の配置、生徒の実態に応じた教育課程の編成、日本語指導の充実等があげられます。そのため市内の他地区での新規開設については、慎重に検討を重ねていく必要があります。このような状況から、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援に取り組むため、現在の西中原中学校夜間学級の充実を優先して考えています。</p>	D
26	<p>(2-2-2、2-2-4)</p> <p>施策 2-2-2 不登校対策について、一人ひとりを大事にする社会環境を大人がつくらないと、子どもを救えない。子どもたちが自分を取り戻せるように、丁寧に付き合える教職員を増員してほしい。</p>	<p>学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制整備が必要になっており、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ業務の適正化に向け取り組んでいきます。</p>	D
27	<p>(2-2-3)</p> <p>校舎の増築は、将来の高齢者増加による特別養護老人ホームへの転用等を見据えて、行ってほしい。</p>	<p>校舎の増築については、「児童生徒増加対策事業」において、既存施設による対応が困難となる場合に限り、運動場の狭隘化を考慮し、将来の学齢人口動態を見据えた必要最小限で建設しています。また、将来の学齢人口の増加が一時的な場合には時限措置（リース校舎）による対応を行っているところです。</p> <p>なお、文部科学省の「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」では、施設を不特定多数の方が利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送り、また地域住民も安心して利用できるよう安全性を確保していくこと、学校教育活動と他の施設の活動が互いに支障を及ぼさないことが必要としています。将来の児童生徒減少に伴って恒常的に使用しない校舎が生じ、他用途への転用（学校施設との複合化）を本市の学校で検討する際には、課題を整理し、学校敷地及び施設の利用計画を作成していきたいと考えています。</p>	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	(2-2-4) 300人以上の臨時的任用職員で教職員の欠員を埋めている状況を計画的に解消してほしい。 (同趣旨 他1件)	教職員の欠員の縮減については、これまでも教員採用担当を中心として積極的な採用活動を行っており、必要な人材の確保に努めているところです。 教職員の採用にあたっては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、採用選考試験や再任用の応募状況など、さまざまな不確定要素がありますが、長期的な視点に立って、これまで以上に児童生徒数の推移や退職動向などを正確に把握し、優秀な新規採用教職員と経験豊かな再任用教職員の確保に努め、欠員の縮減を図っていきます。	C
29	(2-3) 449ページに記載されている総合計画に関する市民アンケートにおいて、「この1年間に生涯学習をしたことがあるか」の項目の評価が悪い。この数値をどう理解すればよいか。そもそも調査の方法は適切なのか。	当該市民アンケートにおいて取りまとめた自由意見等の集計結果を参考にすると、時間的な余裕がないことや必要な情報が届いていないことから、生涯学習に対して消極的な回答が多かったと考えます。今後は、積極的な広報などを検討して、市民が生涯学習に取り組めるよう進めていきます。 また、調査の方法については、標本誤差等を考慮したサンプル数や十分な回答期間の設定など、一定の統計的な信頼度を確保するため、適切な手法により実施しています。	D
30	(2-3-1) 「地域の寺子屋」は推進すべきだと思うが、麻生区では3校でしか実施されていない。実施に当たっては、学校の対応や寺子屋先生の質の確保など多くの課題があり、画一的な実施は難しい。市として、パワーとお金をかけて取り組んでほしい。	「地域の寺子屋事業」については、更なる拡充を目指して取組を進めています。寺子屋開講には、運営を担う団体や寺子屋先生として御協力いただく人材の確保などが必要となることから、地域の実情に合わせて拡充しています。そのため、各区に画一的に増やしていくのは難しいと考えていますが、更なるPR活動や人材確保を進め、全小中学校への開設を目指して取組を進めていきます。	B
31	(2-3-2) 県立川崎図書館の移転については、市民の声を聴き、ニーズに応えることが大事である。県に追従するばかりで、市の積極的な姿勢が欠如している。今後は、県立図書館の将来構想に対して信念のある取組を期待する。	県立川崎図書館の移転については、これまで「県の予算編成に対する要望」等の機会を捉えながら、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続について要望するとともに、進捗状況等の情報提供を求めてきました。引き続き、県の動向等を注視しながら対応していきます。	D
32	(2-3-2) 川崎は気楽に集まれる場所が不足している。利用するには抽選で会場を確保しなくてはならない。横浜市の地区センターのように、市民が音楽、スポーツ、文化的なものなどに利用できる場をつくってほしい。	本市では、既存の市民館、図書館、分館を拠点とするとともに、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するなど、市民の生涯学習の場の確保に努めています。今後も市民の主体的な学びや活動を支援するとともに、既存施設の更なる活用など、生涯学習の場の確保に努めます。	D
33	(2-3-2) 「かわさき市民アカデミー」の活動と生涯学習プラザの果たしている役割を考えると、「かわさき市民アカデミー」を計画に位置付けるべきではないか。	認定NPO法人かわさき市民アカデミーは、公益財団法人生涯学習財団(所在する建物の名称が「生涯学習プラザ」と共に、「かわさき市民アカデミー」という名称の市民が誰でも参加できる講座を企画運営しています。生涯学習財団については資料編「施策を推進する経常的な事務事業一覧」の施策 2-3-2「社会教育関係団体等への支援・連携事業」において、各種講座の運営等を含めた団体活動への支援を位置付けています。	D

(2) 基本政策2に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
34	<p>(2-3-2、5-1-1)</p> <p>小杉近辺に、市が運営する会議室・集会場がほしい。</p>	<p>武蔵小杉駅前には、中原市民館とともに、市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」を設置しています。利用対象はボランティア・市民活動を行っている団体等で、施設利用登録のうえ会議室を利用することができます(有料)。また、フリースペースは登録・予約不要で利用することができます(無料)。</p> <p>なお、平成32(2020)年度に、公益財団法人川崎市市民自治財団が運営する川崎市総合自治会館が、武蔵小杉駅前の小杉町三丁目の再開発ビルに移転する予定となっており、引き続き各種会議やサークル活動等、より多くの方々に、さまざまな用途で使えるよう検討を進めています。</p> <p>また、各市立小・中学校においては、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放して、市民の方々の主体的な学びや活動に御利用いただいています。</p>	D
35	<p>(2-3-2)</p> <p>和太鼓を練習する場所が少ない。防音設備があり、太鼓を搬入できる駐車場のある広い音楽室がほしい。</p>	<p>教育文化会館・市民館の中で、和太鼓が練習できる場所については、現在のところ、幸市民館日吉分館及び多摩市民館の一部施設において、条件付きで練習することが可能です。</p> <p>また、和太鼓等の大音量や振動が発生する楽器練習に対応できる音楽室については、既存施設の立地条件や、設備上、新たに整備することは困難な状況です</p> <p>(基本政策4にもこの意見に対する回答があります。)</p>	D

(3)基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(3-1-1) 地球温暖化対策は国だけでなく、都市も主体的に取り組む問題となっており、将来を見据えればビジネスチャンスにもなる。 川崎市においては、国の目標に迎合するのではなく、独自の高い削減目標を自ら設定して、気候変動対策を負担ではなく、先行投資と捉えて前向きに取り組んでもらいたい。	本市の温室効果ガス排出量については、計画の基準年である平成2（1990）年度と比較し、国の温室効果ガス排出量が増加する中、16.8%削減しています。（平成27（2015）年度暫定値）。 削減目標については、現在改定に向けた作業を行っている「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、これまで国を上回る削減を達成してきた本市の取組成果を踏まえ、平成2（1990）年度比30%以上の削減を目指す案を掲げており、更なる取組を進めていきます。	B
2	(3-1-1) 再生可能エネルギーの活用等の取組はどうか。本計画では重視されていないように見える。	地球温暖化対策の推進については、再生可能エネルギーの積極的な導入を促進するとともに、創エネ・省エネ・蓄エネによる総合的な取組を推進しているところです。 再生可能エネルギーの活用等の取組については、JR武蔵溝ノ口駅での水素エネルギー利活用取組のほか、現在改定に向けた作業を行っている「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、引き続き、自立分散型の電源ともなる太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を図ることとしています。	D
3	(3-2-1) 川崎市におけるぜん息被害は、工場等での対策が進む一方で自動車の増加などで、内陸部における被害が増えている。市は「公害を克服した」と宣伝しているが、自動車対策は有効な対策が立てられていない。市内を通過する自動車への課税など総量規制を行うように求める。	本市では、自動車対策として、助成制度の活用などによる低公害車の普及促進、市条例に基づく環境に配慮した運搬制度等を実施し、大気環境対策を推進しています。また、首都圏一都三県の条例に基づくディーゼル車運行規制等、首都圏の関係自治体と連携した広域的な取組を推進しています。 今後についても、更なる大気環境の改善を目指して、自動車対策を推進していきます。	D
4	(3-2-1) 騒音の出るマフラーを着けて走行する二輪車、自動車の取り締まりを強化するため、法律上の規制を拡大する改正を国に要望してほしい。	自動車等の騒音については、騒音規制法及び道路運送車両法に基づき、自動車の種別毎に規制値が定められています。また、基準不適合マフラーの装着や消音器を取り外しての走行については、整備不良や不正改造として警察や国土交通省で取締りを行っており、市民の方から不正改造などによる騒音の苦情・相談があった場合、所管の警察署に取り締まりの強化をお願いしています。	D
5	(3-2-2) 道路や公園にごみがたくさん落ちている。綺麗な所にゴミは捨てにくいので、街を美しくするための要員を沢山配置して、ゴミが落ちていない綺麗な川崎にしてもらいたい。	本市では、地域環境美化を促進するため、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」に基づき取組を進めており、川崎駅周辺など7つのエリアを「重点区域」として指定し、指導員による巡回活動やキャンペーンの実施など広報啓発活動を実施しています。また、駅周辺では定期的な清掃を実施しているとともに、地域活動団体によるごみ拾いボランティア活動も自主的に行われています。	D
6	(3-2-2) 川崎駅以南は道路周りが汚い。住民の意識改革等が必要。	今後についても、地域環境美化のより一層の意識醸成に向けて、地域の実情に応じたより効果的なキャンペーンの充実化を図るとともに、SNSなどの情報技術を活用した取組などを通じて、地域環境美化を推進していきます。	D
7	(3-2-2) ゴミ拾いの清掃ボランティアを企画		D

(3) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	し市民の皆さんに参加してもらおう。ゴミのポイ捨てが多いJR川崎駅周辺(川崎区、幸区)から始めてもらいたい。		
8	(3-2-2) 「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に、①大規模災害への対応方針がなく、第2期行動計画で検討を開始してほしい。②事業系ゴミの減量対策もほとんど見当たらず記述が必要。③学校と家庭でごみの分別方法が異なっていると混乱を招くので統一すべき。④マイクロプラスチックは具体的な削減策も明記すべき。⑤レジ袋だけでなく「ビニール製の使い捨て傘袋」についても削減策を検討してほしい。	川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に向け、平成29(2017)年11月24日から12月25日までの間、パブリックコメントを実施しました。いただいた意見等も踏まえ本年3月に計画を策定する予定としています。 ①大規模災害への対応については、第2期行動計画(案)において、災害発生時の分別方法の検討を位置付けており、現在、川崎市災害廃棄物等処理計画の改定作業の中で検討していますので、その検討結果を踏まえ、市民の皆様へお伝えします。 ②事業系ごみの削減については、第2期行動計画(案)において、目標3「ごみ焼却量を2.2万トン削減(家庭系1.2万トン削減、事業系1万トン削減)」を掲げており、例えば、外食産業と連携した食品ロス削減の取組や古紙のリサイクルルートの拡充などの具体的な施策を位置付け、目標達成に向け取組を推進することとしています。 ③学校と家庭の分別方法については、法律により事業系ごみと家庭系ごみと分別方法が異なるため、分別ルールを統一することは困難と考えていますが、理解に向けた環境教育・環境学習の充実などを検討していきます。 ④マイクロプラスチック問題については、まずはそのメカニズム等を理解していただくことが必要なことから、第2期行動計画(案)において、「環境教育・環境学習の推進」に位置付けています。具体的な削減に向けた取組については、国や他都市の動向を注視しながら、検討していきます。 ⑤ビニール製の使い捨て傘袋については、その利便性から使用されているものと考えていますが、御意見も参考にしながら、ごみの減量化・資源化の取組を進めていきます。	C
9	(3-3-1、3-3-2) 近くにバスケットボールの練習をする場所が少ないので、等々力緑地にバスケットゴールを設置してほしい。	現在改定作業を進めている「川崎市緑の基本計画」では、大規模公園の整備の基本的な考え方として、幅広い利用を視野に入れた多様な機能を有する魅力ある公園づくりの推進を位置付けています。 等々力緑地については、現在「等々力緑地再編整備実施計画」に基づく再編整備の取組を進めていますが、今後も、市民の皆様からのさまざまな意見をいただきながら、さらに魅力ある都市公園となるよう検討を進めていきます。	C
10	(3-3-1、3-3-2) ごみがたくさん落ちていて、環境が悪く、近隣の公園で保育園児を安心して遊ばせることができない。街を美しくするための要員を沢山配置してほしい。	公園内の清掃についてですが、公園トイレや水景施設などの施設については清掃業者による定期的な清掃を行っています。また、広場などについては、地域の皆様や管理運営協議会、公園緑地愛護会などのボランティアの方々に清掃等の御協力をいただいているところです。今後も、管理運営協議会などのボランティア団体の活動を支援し、市民協働の取組をさらに推進するとともに、市民の皆様が常に安全で良好な状態でより快適にまちを利用できるよう、適切に維持管理に努めていきます。	D

(3) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	(3-3-1、3-3-2) 緑地を整備する際に、生物多様性を毀損することが無い様に配慮をしてほしい。公園緑地面積にスポーツ施設などの都市機能が含まれることは生物多様性保全の観点から障害になることから、公園緑地面積からスポーツ施設等の都市施設を除外するなどの対応が必要である。	都市公園は市民のレクリエーション活動、健康運動、文化活動等の多様な活動の場、憩いの場であるとともに、生物多様性の保全等により良好な都市環境を提供するものとされており、それらの調和が図られていることが大切です。現在改定作業を進めている「川崎市緑の基本計画」では、等々力緑地などの大規模公園の整備の基本的な考え方として、幅広い利用を視野に入れた多様な機能を有する魅力ある公園づくりの推進を位置付けています。今後も、市民の皆様からのさまざまな意見をいただきながら、さらに魅力ある都市公園となるよう検討を進めていきます。	D
12	(3-3-2) 等々力陸上競技場について、大規模改修するのであれば、4万人規模が収容可能なスタジアムにしてほしい。	等々力陸上競技場の収容可能人数については、平成27(2015)年3月の新メインスタンドの完成(第1期整備)に伴い23,531人から27,495人に3,964人拡大しました。現在予定しているサイド・バックスタンドの整備(第2期整備)については、周辺への影響が想定される日照や高さの課題などを踏まえながら、J1リーグの開催に求められる35,000人規模を基本とした「整備の基本方針(案)」を平成29(2017)年6月に策定し、整備を進めていくこととしています。 今後も、市民の皆様や関係者からの意見を参考に、より魅力的な施設となるよう取組を進めていきます。	C
13	(3-3-2) 宮前区は坂が多いが、工夫をすれば眺望を活かせる公園とすることが可能である。緑も大切であるが、適切に剪定し、見晴らしを良くするとともに、ベンチを置くなどし、気分転換のできる公園を造ってほしい。	公園の整備・改修にあたりましては、地域の皆様の御意見を伺いながら進めています。今後も、地域の特性を踏まえ利用しやすい公園となるよう努めていきます。	D
14	(3-3-2) 久地駅から緑ヶ丘霊園を経由し、東高根森林公園へ至る自然散策路の整備をしてほしい。また、公園や霊園へ向かうための案内表示を行い、回遊性を高めてほしい。人の往来が多くなれば、霊園内で発生している置き引き等の犯罪の抑止効果にもなる。	現在策定中の「川崎市営霊園整備計画(案)」では、公園機能の充実を図るため、散策路や案内表示等の整備について検討を進めることとしています。散策路の整備については、管理者が神奈川県と本市にまたがることから、県と協議を図り、公園機能の充実に向けた取組を進めていきます。	D
15	(3-3-2) 三田第2公園について、以下の4点を要望する。 ①竹やぶの崖部分に擁壁を設置し平たんに整備してほしい。②崖下の開渠を小魚やホテルの棲み処となる様にビオトープなどに整備してほしい。③駅等へのアクセス性の向上の為、五反田川を跨ぐ形で階段を整備してほしい。④歩行者等の安全性確保の為、公園横の道路に歩道を設け、電線の地中化を実施してほしい。	現在改定作業を進めている「川崎市緑の基本計画(案)」では、公園整備の基本的な考え方として、それぞれの立地特性や特異性を活かした機能の充実や、地域が求める公園機能への対応による公園整備の推進を位置付けています。 三田第2公園については、現在、地域の方々と意見交換を行いながら再整備の取組を進めていますので、いただいた意見も参考としながら取組を進めていきます。	C

(3) 基本政策3に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	(3-3-2) 災害時の需要への対応や子供たちの為に、各公園にトイレを整備してほしい。	公園へのトイレ設置については、公園敷地が概ね1,000平方メートル以上あることや上下水道が整備されている場合に、近隣住民の合意が得られた公園について、設置をしています。今後も地域からトイレの設置要望を受けた場合には、公園の利用状況等を踏まえ、設置について検討していきます。 (基本政策1にもこの意見に対する回答があります。)	D
17	(3-3-3) 多摩丘陵の保全や里山再生事業（黒川海道緑地）に関して、隣接する多摩市や稲城市の散策路と接続し、案内図を統一化するなど、回遊性の向上に資する取組をしてほしい。	里山再生事業において、地域住民や里山ボランティア等との協働により、里地里山の貴重な自然環境の保全・再生・活用を図ってきました。散策路の整備を行う際には、隣接2市の案内図などを参考とし取組を進めていきます。	C
18	(3-3-4) 市民車座集会において話に上がっていた農地保全は喫緊の課題と感じる。	農地保全施策については、第1期に引き続き、川崎市総合計画第2期実施計画素案においても、施策3-3-4「農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進」のなかで、「多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進」を位置付け、生産緑地法の改正を踏まえた生産緑地の追加指定等を進めていきます。また、施策4-1-4「都市農業の強みを生かした農業経営の強化」のなかで「都市農業の振興に向けた多様な担い手の育成・確保の推進」、「農業者の経営改善のための技術・経営支援の実施」を位置付け、農業経営の持続的発展を図っていくこととしています。 今後も、いただきました御意見の趣旨を踏まえ、生産緑地の追加指定、農業者の経営安定等の取組等を進めることで農地保全を図っていきます。	B
19	(3-3-5) 多摩川について、以下をお願いする。 ①利用が多い箇所の除草 ②シャワーや着替えの出来る施設の設置 ③利用の多いところに日陰、ベンチ、ストレッチ施設の設置 ④水洗式トイレの増設 ⑤グラウンドや公園の水たまりの解消と排水施設の改善	平成28(2016)年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」では、多摩川緑地の草刈の充実、河川敷への植樹、ベンチ等の休息施設の整備、簡易水洗トイレの計画的整備を進めることとしています。また、上平間・古市場地区については、再整備の際に各施設の排水機能について改善していきます。なお、シャワーについては、幸区東古市場の多摩川交流センターが利用可能となっています。また、多摩川周辺の公園内の施設にあるシャワー等を活用する取組についても検討していきます。	D

(4)基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>(4-1-2、4-5-1)</p> <p>川崎駅周辺は過去の京浜工業地帯のイメージや治安面での不安感から、他の区に比べて人気が低いが、駅前の大規模商業施設が撤退し、再開発計画が進むことは絶大な契機である。</p> <p>川崎区には富裕層を集客できるような高級感のあるデパートなどを誘致してほしい。</p> <p>川崎駅南口改札を設置すればさらに効果が大きい。</p> <p>今後の人口減少の傾向から考えても、集客力は大きなカギになる。川崎駅周辺もそのような理念のもと、是非とも都市計画を練って頂きたい。</p>	<p>川崎駅周辺地区においては、川崎駅周辺総合整備計画に基づき、多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点の形成に向け、民間活力を活かした都市機能の集積を図るとともに、回遊性・利便性の向上のための都市基盤の整備を推進しています。</p> <p>今後、北口通路供用後の利用者動向を把握するとともに、周辺の開発動向を踏まえながらJR東日本とも連携し、南口改札の必要性について検討していきたいと考えています。</p> <p>個別の事業計画については、都市計画手法を含め、適切な手法を選択し、調整・誘導を図っていきます。</p> <p>また、川崎駅周辺については、企業事業所の設立や大規模マンションの建設などにより、多くの人の就業・居住エリアとなっており、大きな購買力があると考えています。現在、ラゾーナ川崎プラザをはじめとする複数の大規模商業施設が立地しており、買い物や飲食などを楽しまれることで市の商業活性化に寄与していると認識しています。</p> <p>高級デパートなどの誘致については、百貨店業界全体が拡大傾向にはない状況や消費者の購買行動が大きく変化する中で、市が百貨店を誘致するのではなく、百貨店の販売戦略において、川崎駅周辺が候補地となるように商業関係者と連携し、賑わいの創出に努めて魅力ある川崎駅周辺となるように商業振興に取り組んでいきます。</p>	D
2	<p>(4-1-3、4-2-1、4-2-2)</p> <p>工場地帯の夜景を観光資源に活用しているが、実際の工場は稼働しているのか。建物だけが残っている、設備が古くて使えない等はないのか。</p>	<p>臨海部の工業地帯にある工場は常時稼働しており、本市の製造品出荷額等については、他の大都市と比較しても首位となっており、本市の経済に多大な貢献をいただいています。</p>	D
3	<p>(4-1-3、4-3-1、4-3-2)</p> <p>中小企業政策の分野には、倒産・廃業の増加やそれに伴う従業員の減少対策などが書かれていない。</p> <p>中小企業への支援策と中小企業の労働者の雇用対策について、対策を具体的に明記してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>中小企業への支援策については、施策4-1-3「中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成」において、中小企業の経営安定、販路拡大、操業環境の整備・改善等を支援する補助事業や、資金需要に対応した制度融資の実施等を推進していきます。</p> <p>中小企業の労働者の雇用対策については、施策4-3-1「人材を生かすしくみづくり」において、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援等を通じた市内中小企業の求人相談等への対応や、人材獲得のノウハウを伝えるセミナー等の開催など、求人企業に対するさまざまな支援事業を推進していきます。</p> <p>また、「資料編」の「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に記載している「産業人材育成事業」においても、経済団体や学校等とのつながりを活かしながら、求職者を対象とした中小企業見学会等、産業人材の確保・育成を図る事業を実施するほか、施策4-3-2「働きやすい環境づくり」において、職場環境の改善等を通じた市内中小企業の人材確保を支援するため、市内事業所における「働き方改革」の取組の推進を方向性として定めています。</p> <p>今後もいただいた御意見も参考にしながら、「中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、引き続き中小企業支援施策を進めていきます。</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	(4-2-4) 施策 4-2-4「スマートシティの推進」に賛同する。 事業活動により川崎市の計画を支援する。	今後とも、低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携しながら、より一層のエネルギーの効率的利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保を図るスマートシティの取組を推進していきます。	B
5	(4-2-4) 武蔵溝ノ口駅が「エコステ」として整備されたが、ここを再生可能エネルギーのショーケースとして、市でもJR東日本に具体的に協力をしてほしい。 市内の鉄道路線はほとんど電化されているので、蓄電池導入によるエネルギーロスの抑制などで、鉄道会社と協力することも考えられる。	JR武蔵溝ノ口駅の「エコステ」については、JR東日本横浜支社と本市が締結した包括連携協定に基づき実施しており、駅ホームに導入した自立型水素エネルギー供給システムは、駅舎屋上に設置した太陽光パネルで発電した電気により水素を製造・貯蔵し、災害時には貯蔵タンクに蓄えた水素を利用して燃料電池で発電することで、一時滞在場所である駅の必要な設備への電力供給を行うものです。また、改札口付近には、大型のデジタルサイネージを設置しており、現在、設備の稼働状況等について情報発信を行っていますので、今後市の取組の発信等についても調整を進めていきます。 今後とも、多様な主体と連携しながら、低炭素社会の構築に向けたスマートシティの取組を推進していきます。	B
6	(4-4-1) 臨海部（特に殿町地区）は交通の便に課題がある為、京急大師線の延伸や専用バスレーン、PTPSの導入など既存の鉄道とバスを強化する取組を行ってほしい。	京急大師線の殿町への延伸については、物理的な制約など多くの課題があると認識しているところです。なお、鉄軌道の整備については、国の交通政策審議会答申に位置付けられている川崎アプローチ線等の構想路線の検討を中心に、基幹的な交通軸の整備に向けた取組を推進していきます。 また、臨海部の路線バスの機能強化については、定時性の確保や環境負荷の低減に向けてピーク時における専用レーン等の交通規制やPTPSの導入等がされているところですが、その他の施策についても引き続き、交通管理者やバス事業者等と連携し、検討を行っていきます。	D
7	(4-4-2) 川崎港での「付加価値を生み出す物流」として、今後は関係者単体が最適化の行動をとるだけでなく、全体の視点での最適な物流が必要であり、RFIDの利用、IoT、AI等の新技術を活用することは、サプライチェーン全体の最適化を進める有効な手段と思料する。 そのため、政策4-4の「計画期間の主な取組」に新たな事務事業又は以下の事務事業を追加してほしい。 事業名：AI等新技術活用による効率化推進事業 事業内容：新技術を活用したAIターミナルの実現、物流網のより一層の効率化・円滑化 (同趣旨 他1件)	現在、コンテナターミナルにおけるクレーンの遠隔操作や、ゲート処理の電子化など、情報通信技術を活用した事業の検討が国によって進められており、本市もその動向を注視していきます。 本市においては、東扇島物流促進事業において、リーファーコンテナの輸送効率化に向けた社会実験に取り組んでおり、このような川崎港における貨物量及び物流の特性や荷主からの要望等を踏まえ、費用対効果の面も考慮しつつ、適切なIT技術の活用についても検討を進めています。	C
8	(4-4-2)	本市の歳入増加策の一つとして、川崎港の在来貨物の取扱量を	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>川崎市の歳入を増やすためには、川崎港の在来貨物の取扱を増やす必要があり、また、物流を取り巻く環境変化にも対応できる制度も検討する必要がある。そのため、在来バース及び荷捌地の管理運営を、川崎港コンテナターミナルと同様に指定管理者制度を活用して民間に委ねるべきである。</p> <p>そのため、政策4-4の「計画期間の主な取組」に新たな事務事業又は以下の事務事業を追加してほしい。</p> <p>事業名：在来バースでの物流促進事業 事業内容：指定管理者（港湾関係者）と連携した取組の推進、在来バースのより一層の効率化・円滑化 (同趣旨 他1件)</p>	<p>増やすことは重要なことと考えており、これまでも、在来貨物の増加策の検討を進めてきたところです。</p> <p>このため、千鳥町再整備事業において、倉庫等の再編を行い、物流の効率化に向けた検討を進めるとともに、ポートセールス事業において、官民一体となった在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組を行っているところです。</p> <p>今後も、荷主や船社などにヒアリングを行うなど、川崎港の環境変化等について把握・分析を行い、港湾施設の管理運営や、経営の視点に立った施策の展開、既存ストックの有効活用など、あらゆる角度から、貨物の増加に向けた物流戦略の調査・研究を進めていきたいと考えています。</p>	
9	<p>(4-4-2)</p> <p>東扇島掘込部土地造成事業の中止を求める。素案では、「物流強化」「用地確保」が目的とされているが、埋立地がそれに活用できる根拠が何も示されていない。「リニア工事の建設発生土」を川崎の海に埋立用材として受け入れるなど、とんでもない暴挙だ。</p> <p>大手ゼネコンの談合不正などが暴かれ、捜査中だ。南アルプスの工事強行では、大変な自然破壊が起きている。川崎市はいつから「リニア工事推進賛成市政」になったのか。市民はいつから「リニア工事応援団」になったのか。市民は何も聞いていない。一方、北部を中心に、リニア工事反対の運動、訴訟も始まっている。その市民の声を聞かないで、強行するのか。</p> <p>市民として、無駄な公共工事の最たるものである「リニア新幹線建設」に加担させられるのは許さない。</p> <p>談合不正の企業から、残土料をもらうのも拒否する。不足分を市民の税金で埋めるのは断じて許せない。</p>	<p>川崎港では、増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応するための用地、老朽化した倉庫建て替えの代替用地が不足しています。こうした逼迫する土地需要に対応した早期の土地造成を行うため、平成26(2014)年11月に川崎港港湾計画の改訂を行い、建設発生土を有効活用した海面埋立による土地造成計画を位置づけ、事業化に向けた検討を行ってきました。</p> <p>また、リニア中央新幹線は、南海トラフ巨大地震等の将来の大規模災害時における東海道新幹線の代替機能を有し、我が国の経済社会の中核である三大都市圏を結ぶ大動脈として、全国新幹線鉄道整備法に位置付けられ、JR東海によって計画が進められています。</p> <p>こうした中、本市と東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、平成29(2017)年8月に「中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島掘込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」を締結、川崎市内にある中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を当該事業で有効活用することで、土地需要に対応した早期の土地造成を実現するとともに、市民生活を支える川崎港の物流機能の強化が図られると考えています。</p> <p>本市としては、同新幹線の工事等は、市民の生活環境に影響があるものと考えていますので、事業者であるJR東海自らが、市民が抱く疑問や不安に対し、丁寧に対応するとともに、生活環境への影響を極力低減するよう、同社に対し引き続き求めていきます。</p> <p>また、議会の議決を経るなど必要な手続きを行い、土地造成事業の早期着工に向けて取り組んでいきます。</p>	D
10	<p>(4-4-3)</p> <p>マリエン9階について、レストランが撤退し、空き家となっているため、使い方等を検討し、マリエンの活性化及び魅力を増大させ、臨海部への集客機能を高めてほしい。</p>	<p>マリエンレストランについては、空室となっている現状を早急に解消すべきところですが、これまでレストラン入居者が定着していない現状があります。このため、持続的なレストラン業者の入居可能性も検討しつつ、レストラン以外の活用も含め、継続的な運営が可能となるような活用方法を検討します。</p>	C

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>(4-4-3)</p> <p>川崎港内の道路等について、日常的な維持管理体制が確立されていない状況であり、道路周辺の雑草、植え込みの中にはポイ捨てされたゴミ、家庭用と思われる粗大ゴミが多数見られる。</p> <p>特に東扇島の道路の各管理者の維持管理体制の充実により、計画的な環境美化を要請する。日常的に環境美化作業を行う組織を設立し、環境美化に努めてほしい。</p>	<p>川崎港内の道路の管理については、川崎区道路公園センターが所轄する市道、国が所轄する国道357号、首都高速道路株式会社が所轄する首都高速湾岸線、川崎市港湾局が所轄する臨港道路と分かれています。</p> <p>港湾局が所轄する臨港道路については、清掃業者へ委託して定期清掃を実施しているほか、月1回港湾関係団体と共に巡回パトロールを実施しています。</p> <p>また、東扇島を中心として特に不法投棄が多い道路については、臨港道路に限らず、必要に応じて官民合同の一斉清掃活動を実施しています。</p> <p>さらに、今年度からはごみを捨てにくい環境づくりとして、中央分離帯や歩道植栽の埋め戻しを試行的に行い、その効果の検証をする予定です。</p> <p>今後もこれらの取組を着実に進め、港湾環境の向上に取り組んでいきます。</p>	D
12	<p>(4-5-1)</p> <p>川崎市主導の再開発推進で、中原区の人口が急増し、異常な交通混雑や、保育園、特別養護老人ホーム、緑地、公園の不足など深刻な事態が起きている。異常な人口過密化で安全安心の生活が破壊されている現実を直視してほしい。</p>	<p>小杉駅周辺地区については、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざし、地区計画等を活用した計画的なまちづくりを進めています。こうした取組により、利便性や回遊性が向上し、駅周辺のポテンシャルが高まり、周辺地域へもその効果が波及しているところです。</p> <p>一方で、人口の増加などに伴い、JR武蔵小杉駅の混雑など新たな課題も生じていることから、今後も、こうした新たな課題への対応と併せて、再開発事業等の適切な誘導を図っていきます。</p>	D
13	<p>(4-5-1)</p> <p>小杉の住民が再開発についてアンケートを実施した結果、ビル風が強い、駅の混雑がひどい、もう超高層マンションはいらぬなど、再開発の問題点を指摘していた。小杉駅周辺の再編整備は根本的に見直すべき。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>		D
14	<p>(4-5-1)</p> <p>中原区では市が主導もしくは容認する急激な再開発の推進で、人口が急増している。その結果、交通混雑が顕著となり、保育園の数が足りなくなるなど住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。特別養護老人ホームも公園、緑地も不足している。今後、中原区ではさらに4万人以上も人口が増加するとの予測もある。人口過密化の異常な進展で住民生活の安全・安心が脅かされている現実を直視し、開発に一定の制限をかけ適正な街づくりを目指すべき。</p>		D
15	<p>(4-5-1)</p>	<p>小杉駅周辺地区については、これまで再開発事業等を推進する</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>小杉地域のインフラ整備の遅れをどうするのか。マンション建設をこれ以上認めないようにしてほしい。保育園などの公的施設について、人口増に見合った形で、市が用地買収を行い確保する必要がある。</p>	<p>ことにより、老朽化した公益施設の再編をはじめとするさまざまな都市機能の集積と併せ、都市計画道路、駅前広場の整備、横須賀線新駅の整備など都市基盤の充実に向けた取組を進めています。</p> <p>また、個々の居住用建物を新築する行為そのものに対し、抑制や制限を行うことについては、土地所有者等の土地を利用する権利を制限することとなりますので難しいと考えていますが、今後も、まとまった大規模な民間開発事業等においては、地区計画等を活用することで、適切な誘導を図りながら、利便性、回遊性の向上等に努めていきます。</p>	
16	<p>(4-5-1)</p> <p>中原区の高層マンションの乱立による人口増に歯止めをかけるべき。インフラの整備が追い付いていない。</p>	<p>小杉駅周辺地区については、これまで再開発事業等を推進することにより、老朽化した公益施設の再編をはじめとするさまざまな都市機能の集積と併せ、都市計画道路、駅前広場、横須賀線新駅など都市基盤の整備を進めています。こうした取組により、利便性や回遊性が向上し、駅周辺のポテンシャルが高まり、周辺地域へもその効果が波及しているところです。</p> <p>一方で、人口の増加などに伴い、JR武蔵小杉駅の混雑など新たな課題も生じていることから、今後も、こうした新たな課題への対応と併せて再開発事業等の適切な誘導を図り、利便性、回遊性の向上等に努めていきます。</p>	D
17	<p>(4-5-1)</p> <p>小杉駅周辺地区は超高層ビルの林立で人口が急増し、ビル風、交通混雑、保育園不足、園庭のない保育園、高齢者の憩える場の不足、子どもが自由に遊べる場の不足、緑の不足、日常の買い物ができる個人商店の減少など、生活の悪化を引き起こしている。</p> <p>環境も整っていないのに、容積率を緩和して超高層ビルを建て人口増を招く政策をやめてほしい。決定される前にもっと周辺住民の声を聴き、計画に反映してほしい。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>小杉駅周辺地区については、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。</p> <p>今後も、持続可能なまちづくりに向けて、民間活力を活かした再開発事業等の適切な誘導を図り、より一層の利便性、回遊性の向上、魅力とにぎわいのある都市拠点の形成を進めていきます。</p> <p>民間事業等の計画策定に係る諸手続きに際しては、計画が固まる前の早い段階において、市と事業者による説明会等を開催し、周辺住民の御意見、御要望を伺い、可能な限り計画に反映していくよう指導するなど、これまで同様に丁寧な対応を行っていきます。</p>	D
18	<p>(4-5-1)</p> <p>小杉駅周辺に高層マンションはいらない。住民のための住みよい町から後退している。特に高齢者にとっては、風害、日照問題、近隣のつきあいなど、大きな困難と辛さがある。</p>	<p>小杉駅周辺地区については、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。</p> <p>今後も、持続可能なまちづくりに向けて、まとまった大規模な民間開発事業等について適切な誘導を図っていききたいと考えています。</p>	D
19	<p>(4-5-1)</p> <p>中原区のまちづくりの方向性について、地域のコミュニティの強化・安心・安全のまちづくりをうたっているが、</p>	<p>本市においては、町内会への加入促進や地域が一体となった防災活動など、地域がつながるような活動を進めているところです。こうした取組を区役所がコーディネートし、まちの変化を捉えながら、新たな課題への対応や、地域の主体が連携し、まちを育て</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>長年はぐくまれてきた町内会中心のコミュニティが超高層のまちづくりで次々と壊されている。自然に住民間の交流が出来るまちづくりこそ求められている。超高層のまちづくりはデベロッパーに巨大な利益を与えるだけで、事業者はその後のまちづくりには責任を持たない。</p> <p>未来に禍根を残す超高層のまちづくり計画はやめるべき。小杉北側の開発計画は中止してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>る関係づくりへと発展させることを目指し、地域の自主的・自立的なコミュニティ活動の支援に取り組んでいます。また、タワーマンション独自の取組としては、自治会への加入促進や防災活動など、タワーマンション内に限定せず地域とつながるような活動が進められています。</p> <p>加えて、小杉駅周辺地区については、土地利用転換に伴う大規模な民間開発事業において、地区計画等を活用して公園や地域に開放された広場等を整備することにより、市街地環境の向上、憩いの空間や地域活動の場の形成を図り、子どもから高齢者まで幅広く利用できるよう計画しています。</p>	
20	<p>(4-5-1)</p> <p>武蔵小杉駅の殺人的な混雑を市はどう認識し、どう対策を講じていくのか全く触れられていない。小杉で人口が急増したのは、小杉地域を開発拠点と位置づけて推進した市に第一義的な責任がある。今後さらに1万人もの人口を増やす計画を推進する市の態度は、無責任。鉄道混雑の抜本対策を明記してほしい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>小杉駅周辺地区については、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざし、地区計画等を活用した計画的なまちづくりを進めています。こうした取組により、利便性や回遊性が向上し、駅周辺のポテンシャルが高まり、周辺地域へもその効果が波及しているところです。</p> <p>一方で、JR武蔵小杉駅の混雑など新たな課題も生じており、さまざまな混雑緩和、安全対策について、鉄道事業者と協議を重ねているところです。こうした中、鉄道事業者から早期に対応可能な改善対策について順次、実施していくとの意向が示され、南武線下りホームの安全対策として、隣接敷地との間の同社用地を活用したホームの一部拡幅等に工事着手したところです。本市としては、引き続き、南武線のホームドアの早期設置を鉄道事業者に強く働きかけるとともに、横須賀線ホームの混雑緩和を図るため、大規模改修等についても協議を進めていきます。</p>	D
21	<p>(4-5-1)</p> <p>総合自治会館跡地利用など市民の生活に関わる計画を立案するときは、幅広い意見を募り、計画に反映してほしい。市民の住環境を悪化させるような計画とならないことを約束してほしい。人口を増やすことより、住みやすい環境を整備することが行政のすべきことであると思う。</p>	<p>当該跡地については、沿道権利者の移転先確保や賑わいの存続に資する複合利用を図るため、周辺の地域資源を活かしながら、二ヶ領用水とのつながりを活かした親水空間としてのうるおいと賑わいのある空間づくりに取り組んでいきます。</p> <p>今後の土地利用方針策定作業においては、周辺市街地環境への配慮なども含め、さまざまな観点からふさわしい活用方策について、地域住民の御意見を伺いながら検討していきます。</p>	D
22	<p>(4-5-1)</p> <p>総合自治会館移転後の跡地利用は、区民が主役となるようなものにしてほしい。例えば、子どもたちと高齢者が一緒に過ごせるような公園と公園の中に憩える空間があるとよい。</p>	<p>当該跡地については、沿道権利者の移転先確保や賑わいの存続に資する複合利用を図るため、周辺の地域資源を活かしながら、二ヶ領用水とのつながりを活かした親水空間としてのうるおいと賑わいのある空間づくりに取り組んでいきます。</p> <p>今後の土地利用方針策定作業においては、周辺市街地環境への配慮なども含め、さまざまな観点からふさわしい活用方策について検討していきます。</p>	B
23	<p>(4-5-1)</p> <p>麻生区役所、消防署を含めた新百合ヶ丘駅北口を再開発するのであれば、大きな区画の個人所有の土地は市とし</p>	<p>新百合ヶ丘駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけ、「7都市構造と交通体系の考え方」において、「横浜市営地下鉄3号線延伸の進捗など周辺環境等の変化を見据え、土地利用転換の適切な誘導とともに、交通結節機能の強化を図り、文化・芸術が息づ</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	て確保しておくべきだと考える。新百合ヶ丘駅北口の再開発を検討してほしい。	く魅力あるまちづくりを推進していく」ことをお示ししていますが、新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりについては、新百合ヶ丘駅北口を含め、3号線延伸を想定した交通結節機能強化や土地利用更新の方向性などについて基礎的な調査を行い、将来を見据えたまちづくりのあり方を検討していきたいと考えています。	
24	(4-5-2) 宮前区は教育熱が高い印象がある。拠点駅近くに大型書店や図書館を設置するなど、教育の拠点としてはどうか。	鷺沼・宮前平駅周辺地区は、宮前区の地域生活拠点として位置付けられており、現在、鷺沼駅周辺の再編整備の検討を進めています。 再編整備にあたっては、多様なライフスタイルに対応する商業や都市型住宅、文化交流や子育て支援に資する機能等の導入を検討しており、関係権利者等と協議しながら、公共機能の導入も含めて検討を進めていきます。	C
25	(4-6-1) 生活行動圏の沿線まちづくりについて、公共施設のうち、不特定多数の利用が期待される施設は駅前立地とすることを明文化してほしい。民間の施設についても、駅前立地へ誘導し、集客規模が大きい施設には公共交通による導線確保を義務づけるよう求める。都市拠点（広域拠点ならびに地域生活拠点）における土地利用の柔軟性を確保、および保守管理等の持続可能性を担保するため、分譲マンションは認めず、商業系や公共施設、および住宅については賃貸など管理責任が明確で散逸しない形態に限るよう求める。	市民の身近な日常生活は、身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しており、今後さらに進展する少子高齢化など、将来乗り越えなければならない課題等を見据えると、これまで以上に、駅を中心とした都市機能の集積や公共交通ネットワークの強化など、身近なまちづくりに取り組んでいく必要があると考えています。 こうした取組を進めていくためには、多様な主体と連携して取組を進めていく必要があることから、それぞれの地域の特性や民間活力等を活かしながら、都市計画手法等を有効に活用して土地利用の適切な誘導を図り、計画的に住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めていきます。	D
26	(4-6-1) 容積率、高さ制限の緩和は、市民の住環境を破壊している。今後行わないでほしい。	本市では、計画的なまちづくりを誘導するための手法の一つとして、用途地域の指定や地区計画の決定・変更等の都市計画手続を行っています。 地区計画等による容積率については、周辺で指定されている用途地域や、周辺の事業計画とのバランス等も考慮した上で、道路や公園等の公共施設、広場や歩道状空地等の公開空地、導入する建築物の用途、また、地球環境への配慮や都市機能の導入、都市防災への配慮など、さまざまな地域貢献の取組を踏まえ、総合的に判断し設定しています。また、建築物の高さについては、限られた敷地の中での効率的な都市機能の配置、周辺道路等の基盤整備、歩道状空地等の整備の取組、壁面の位置の制限等の周辺市街地への配慮などを総合的に判断し、設定しています。 今後も、都市計画手続の推進等により、魅力ある都市拠点の整備、良好な都市環境の形成を誘導していきます。	D
27	(4-6-1) 待機児童解消の項目のなかに「保育所整備誘導のための容積率緩和制度の導入・運用」とあり、目を疑った。これでは「保育所を作るために人口を増	保育所整備誘導のための容積率緩和制度の導入・運用については、総合設計制度の許可基準及び低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインの改定作業を進めています。これまでも保育施設の設置については容積率緩和に際し評価していましたが、今回の見直しにより敷地内に保育施設の園庭を設けた場合に、園	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>「やす」という事であり、超高層マンションが建設されれば1棟千数百人の人口が増え、また保育園が足りなくなると言う悪循環をくり返す事になる。開発事業者優遇策は直ちにやめるべき。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>庭を公開空地の一部として評価し、容積率緩和を行えるようにする予定です。園庭を評価するための条件として、一定の基準を満たす待機児童解消に資する施設を対象としています。この改定は、不足する優良な保育施設の整備誘導を目的としており、大規模マンションの誘致を目的としたものではありません。なお、緩和できる容積率の上限の見直しは行いません。</p>	
28	<p>(4-7-1) 横浜市営地下鉄3号線の延伸について、いつ頃どのように取り組もうとしているのか、横浜市との連携協力の現状がどうなのかがわからないので、もう少しやる気を見せてほしい。</p>	<p>横浜市営地下鉄3号線の延伸については、平成28(2016)年4月の交通政策審議会における第198号答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられたところであり、また平成30(2018)年度末までに、横浜市による事業化判断を行うこととなっています。</p> <p>3号線延伸に関する取組については、横浜市における延伸に関する調査検討と連携しながら、本市にとってメリットの大きい計画となるよう、ルートや中間駅のあり方などについて、駅や路線に関する評価項目、まちづくりへの効果、鉄道利用者の需要予測、施工性など、さまざまな観点から検討を進めています。</p>	D
29	<p>(4-7-1) 横浜市営地下鉄3号線が新百合ヶ丘駅に乗り入れれば、まちの魅力はさらに増すため、早期の実現をお願いする。</p>	<p>横浜市営地下鉄3号線の延伸については、平成30(2018)年度末までに、横浜市による事業化判断を行うこととなっています。</p> <p>本市においても、横浜市における延伸に関する調査検討と連携しながら、本市にとってメリットの大きい計画となるよう、さまざまな観点から検討を進めていきます。</p>	D
30	<p>(4-7-2) 「自動車での市内交通を円滑化」とあるが、旅客においては歩行導線の円滑化や二次交通(路線バスや自転車)との結節の円滑化などにより旅行時間の短縮や安全性向上を図ることができる。貨物においても自動車以外との分担が進みつつある。「自動車での市内交通を円滑化」を目的化してしまうと、歩行者や自転車、路線バスなどやモーダルシフトは結果的に阻害されることにつながる。 「市域の交通網の整備」においては、歩行者、公共交通および自転車利用者の優先を明確化するとともに、既存の道路計画において歩行者の円滑化を実施し、クルマ優先思考から脱却するよう求める。</p>	<p>本市では、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境などの整備を進め、持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築を推進しています。</p> <p>このため、御指摘の施策4-7-2「市域の交通網の整備」については、都市の活力を支える幹線道路等の整備や、渋滞緩和、踏切事故の解消などに向けた連続立体交差事業の取組を推進するため、直接目標として「自動車での市内交通を円滑化する」を掲げています。</p> <p>このほか、施策4-7-1「広域的な交通網の整備」における鉄道・道路ネットワークの形成に向けた取組、施策1-2-3「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」における高齢者や障害者等の移動の円滑化の取組、施策4-7-3「身近な交通環境の整備」における路線バスサービスの充実にに向けた取組や、自転車通行環境整備の取組などを総合的かつ計画的に進めていきます。</p>	D
31	<p>(4-7-3) 地域交通支援事業、コミュニティ交通等支援事業、自転車通行環境整備、自転車活用推進は重要な施策であり、着実に実施してほしい。</p>	<p>地域公共交通については、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実に資するため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えていますので、今後も取組を推進していきます。</p> <p>また、自転車通行環境整備については、これまで自転車事故多発箇所などへの通行環境整備を実施しており、更なる安全性・快適性の向上に向け、通行環境を網目状に整備する自転車ネットワ</p>	B

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>ークの構築に取り組んでいきます。また、自転車活用推進については、平成30年3月に「川崎市自転車利用基本方針」の策定を予定しており、地域の実情に応じた自転車活用施策を検討し、自転車に親しむ機会の創出などに取り組んでいきます。</p>	
32	<p>(4-7-3)</p> <p>市バスについて、川崎駅から臨海部、溝ノ口駅から宮前区向丘地区へは市バスが準幹線軸を形成しており、本数は多く利便性が確保されている一方で、混雑が課題になっている。こうした準幹線軸を形成している区間を中心に、接続バスの導入、終日専用レーンやPTPSの導入・拡大、一般車両の通行規制といった、交通局だけでは実施できない総合的な施策を導入するよう求める。</p>	<p>地域公共交通については、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えています。</p> <p>こうした認識のもと、バス路線については、社会実験制度の活用や、新たな道路、駅前広場の整備等を契機として、更なる路線バスサービスの充実や機能強化を図っていきたくと考えています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討において参考にさせていただきます。</p>	C
33	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>「東高根エリア」は、丘上の住宅地への移動が不便な地域で、空き家も増えている。</p> <p>また、市営スポーツ施設の東高根広場があるにもかかわらず、実質そこへの公共交通が無い。自家用車で来場せざるをえないため、周辺住宅地では路上駐車が多数発生している。さらに緑ヶ丘霊園は敷地が広大で起伏も激しいため、自家用車を持たない高齢者の墓参が難しい状況である。緑ヶ丘霊園ではお彼岸の時期にだけ霊園内を墓参バスが運行しているが、津田山駅から霊園入り口のバス停まで高低差があり、墓参バスに乗るまでが大変である。この臨時で運行しているバス路線を、現在バス路線が1つも無い津田山駅に接続し、尾根伝いに東高根エリアまで延伸して常設路線としてほしい。例えば、かわさき北部斎苑 → JR津田山駅 → 緑ヶ丘霊園事務所 → 緑ヶ丘霊堂 → 霊園長尾口 → 喜津根橋 → 東高根広場（川崎市東高根森林公園のサッカー場） → 長尾小学校、というルートでバスの運行ができないか。</p> <p>緑ヶ丘霊園の長尾口は、抜け道対策として現在車両通行止めとなっているが、ICTを活用し、バスが来たら自動で開くゲートなどを設置することで対処すればよいのではないか。</p>	<p>地域公共交通については、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えています。</p> <p>こうした認識のもと、バス路線については、社会実験制度の活用や、新たな道路、駅前広場の整備等を契機として、更なる路線バスサービスの充実や機能強化を図っていきたくと考えています。</p> <p>具体的な路線についてですが、一般的にバス事業者が路線の設置を行う場合は、利用者の需要や周辺の道路状況、近隣既存バス路線への影響等、目的地までの速達性や定時性などを踏まえて総合的に判断していますので、バス事業者に要望をお伝えしていきます。</p> <p>また、素案における「市バスネットワーク推進事業」については、市のまちづくり施策や高齢化の進展に併せ、安全な運行に必要な道路走行環境、お客様の利便性や利用状況、他の路線を含めた車両や運転手等の経営資源を考慮して取組を進めるものです。</p> <p>御意見にある霊園内を抜ける尾根道のルートについては、現在、霊園において彼岸時期に墓参バスを運行しているものの、霊園内の道路は交通局が所有するバスを安全に運行する十分な幅員がなく、また、長尾口から長尾小学校に至る道路は霊園内よりも狭隘な箇所があることから、現状の道路環境では市バスの運行は大変難しいものと考えています。</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
34	<p>(4-7-3、4-7-4)</p> <p>市バスネットワークの充実に関連して、免許を返納した後の移動手段がない。小型バス、乗合タクシーなどの小回りの利く運行システムが必要であり毛細血管のように広がるネットワークの構築を望む。とくに、多摩丘陵地域のような坂道の多いところを優先的に進めてもらいたい。</p> <p>コミュニティバスの運行を希望すると地域住民に運営を求めようだが、高齢者にそのようなことを求められても無理である。行政の責任で体制をつくるよう強く求める。</p>	<p>素案における「市バスネットワーク推進事業」については、市のまちづくり施策や高齢化の進展に併せ、安全な運行に必要な道路走行環境、お客様の利便性や利用状況、他の路線を含めた車両や運転手等の経営資源を考慮して取組を進めるものです。</p> <p>現在、市バスが市内全域に展開している鉄道駅や公共施設等を接続する路線については、車両のすれ違いが可能な道路幅員、歩行者の安全のための歩道スペース、高齢者や車いすを使用される方などのさまざまな状況のお客様が安全に乗降できる停留所スペースが確保されています。また、市バスでは輸送力のある大型バス・中型バスでの運行を基本としていますが、小型路線バスを運行する場合でも道路幅員は6.16メートル以上必要になります。さらに、安全に右左折できる交差点の形状や大きさが必要となることから、御意見にある道路が狭隘な地域への市バスの運行は大変難しいものと考えています。</p> <p>しかしながら、地域公共交通については、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えています。</p> <p>こうした認識のもと、バス路線については、社会実験制度の活用や、新たな道路、駅前広場の整備等を契機として、更なる路線バスサービスの充実や機能強化を図っていきたいと考えています。</p> <p>コミュニティ交通については、持続可能な運行に向け、地域をよく知る地元住民が主体となった課題解決への取組が必要不可欠と考えており、その取組について適切に支援を行っていきます。あわせて、地域の各種施設等、多様な主体との連携による新たな取組についても、地域特性に応じた対応を検討していきたいと考えています。</p>	D
35	<p>(4-7-4)</p> <p>市バスのオープンデータの活用に関して、時刻表や車両位置などのデータ提供により民間での携帯端末用アプリ開発円滑化などを通じた利便性向上に取り組んでほしい。</p>	<p>素案における「市バス移動空間快適化事業」は、タブレット型運行情報表示器等の設置による分かりやすい案内サービスの充実などの取組を進めるものです。時刻表については、市バスのホームページで公開していますが、車両位置情報及び時刻表データをオープンデータとして提供できるシステムになっていません。外部にデータを提供するためにはシステムの再構築等の大幅な改修が必要であり、費用の面から大変難しいものと考えています。</p>	D
36	<p>(4-7-4)</p> <p>市バス営業所の管理委託の拡大と人材育成は、矛盾しているように思う。</p>	<p>市バスでは、塩浜・上平間・井田・菅生・鷲ヶ峰の5つの営業所のうち、上平間及び井田の2か所を民間バス事業者への管理委託により運営しています。素案にある「管理委託の拡大」は、直営の営業所から管理委託営業所へ一部の路線を移管し、それにより発生する直営営業所の車庫スペースや運転手等の経営資源を活用して、市バスネットワークの拡充を図るためのものであり、人材育成に関しては、安全運行やサービス向上を目的として、直営の職員を対象に市バスの事業基盤を支える取組として進めるものです。</p> <p>従って、それぞれに目的を有する管理委託の拡大と、人材育成の取組を進めることに矛盾が生じるものではないと考えています。</p>	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	(4-8) 和太鼓を練習する場所が少ない。防音設備があり、太鼓を搬入できる駐車場の広い音楽室がほしい。	和太鼓の練習については、以下の施設のいずれもホール等の利用とはなりますが、川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）のホール及びアクトスタジオ、ミュージアム川崎シンフォニーホール、川崎市市民ミュージアム及び川崎市男女協働参画センター（すくらむ21）の各ホール、川崎市アートセンターのアルテリオ小劇場において可能となっています。 (基本政策2にもこの意見に対する回答があります。)	D
38	(4-8-1) 安価に参加できるスポーツ事業を行ってほしい。	各区のスポーツセンター等において、予約不要のトレーニング室の利用提供や、各種スポーツを気軽に楽しめるさまざまなイベント・教室の開催などの事業を実施しています。	D
39	(4-8-1) 各区のスポーツ施設を障害者が利用しやすく工夫してほしい。 障害者専用のスポーツ施設をつくってほしい。	かわさきパラムーブメント推進ビジョンにおいては、障害のあるなしに関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めることを掲げ、スポーツを通じたインクルーシブなまちづくりを進めることとしています。 これまで本市では、身近な施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対して、障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことについての周知徹底や、初級障害者スポーツ指導者養成講座の施設職員の受講による障害者スポーツへの理解の深化、また利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進などの環境整備を進めているところですが、障害のある方に、より快適にスポーツセンターを御利用いただけるよう、今後も環境の充実に向けた取組を推進していきます。	C
40	(4-8-3) 武蔵小杉周辺に本格的なコンサートホールをつくってほしい。 (同趣旨 他1件)	本市では、市民が愛着と誇りが持てるまちづくりとまちのイメージアップを図るため「音楽のまちづくり」を進めており、市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団が地域に密着した演奏活動を行うほか、2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団、企業の吹奏楽団や合唱団など多くの団体が市内の文化施設等において多彩な活動を行っています。 市の中部においては、川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）、川崎市男女協働参画センター（すくらむ21）、高津市民館（ノクティールホール）などに中・大規模のホールを備えており、コンサートや演劇などさまざまな文化芸術イベントが実施されています。 今後とも、誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりを進めることで、まちに音楽があふれ市民の豊かな心を育み、活力ある地域社会づくりを進めていきます。	D
41	(4-9-1) 以前みた川崎のパフレットで、「研究機関が多く勤務している人の割合が高い」とあった。こうしたフレーズも浸透すると市民も誇りや励みになると思う。首都圏のエース的存在となる市になればと思う。	本市は、川崎の多彩な魅力・地域資源をさらに多くの市民に知ってもらい、これらの浸透を促進させることによって、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」の醸成を目指しています。 御意見にありました「研究機関が多く勤務している人の割合が高い」についても、本市が持つポテンシャル（潜在能力）のひとつですので、引き続き、このような魅力・地域資源の情報発信などを行い、川崎の認知度やイメージを向上させ、市内外における川崎ファンを増やしていきます。	B
42	(4-9-1)	ブランドメッセージは本市の多彩な魅力を一言で表現し、都市	D

(4) 基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>川崎市のマークは変えない方が良かった。</p>	<p>の将来像を示すものとして策定したものです。 今後も、ブランドメッセージを活用し、市内外に対して、川崎の魅力と将来の方向性を発信することにより、川崎のすばらしさを明らかにし、併せて、市民の川崎への愛着や誇りを醸成し、さらに川崎のイメージを高めるといった好循環を生み出していきたいと考えています。</p>	
43	<p>(4-9-2) 国の目標として、平成32(2020)年に訪日外国人客4,000万人到達が掲げられている機運に乗り、地の利を最大限に活かす取組を行うべきと考える。 県内他都市が、観光客を誘致できる街づくり推進に名乗りをあげる一方で、羽田空港から乗り入れ・JR乗換え地を有する川崎市のインバウンドに対する取組が見えてこない。 東京オリンピックが眼前に迫った今、既存施設・設備の活用したイベントの活性化、MICEの招聘など、観光地としての整備は早急に施策に盛り込むべきと考える。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>インバウンド施策については、第1期においても「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、効果的な観光情報の発信や観光客受入体制の充実を図り、外国人観光客の誘客を促進してきたところです。 川崎市総合計画第2期実施計画素案におきましても、「川崎の特性を活かした観光の振興」の中で、「インバウンド観光の推進」を位置付けているところです。 今後は、いただきました意見も参考に、引き続きインバウンド施策を進めていきます。</p>	C
44	<p>(4-9-2) 「川崎市民まつり」などのイベントの質を向上して、集客力アップを図り、市財源の一助となるようにすべき。</p>	<p>本市では、これまでもかわさき市民祭りや市政記念花火大会、カワサキハロウィンなどの大規模イベントを観光資源として捉え、観光客の誘致に取り組んできました。 今後も多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう質の向上、集客のアップに努め、更なる賑わいの創出を通じた地域経済の活性化を推進していきます。</p>	C
45	<p>(4-9-2) ギャンブルは縮小方向へ向かうようお願いしたい。</p>	<p>競輪・競馬事業については、その収益の一部を市の施策や事業に役立てるとともに、地域の雇用創出及び地域経済の活性化にも寄与しているほか、国の外郭団体等への納付金を通じて、生活基盤整備等、住民の福祉の増進にも貢献しています。</p>	D

(5)基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(5-1-1) 地域ごとの社会問題に取り組み、解決してもらいたい。	本市では、「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の構築に向けた「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けた検討を進めており、御指摘のような地域個別の課題解決に向けた施策のあり方についても検討を行っていきます。 なお、一部の地域においては、平成 29 (2017) 年度にモデル事業として住民参加ワークショップを用いた地域課題解決の取組を実施しており、今後、他の地区にも展開していく予定です。	C
2	(5-1-1) 比較的若いシニアの有効活用をもっと考えてほしい。	元気で経験と知識が豊富なシニア世代や、企業等で活躍している現役の社会人等を対象に、「プロボノ(社会的・公共的な目的のために仕事で培った経験やスキルを生かすボランティア活動)」を活用した人材マッチング事業を実施しています。 地域人材の協力を得て、市民活動団体等の抱える課題の解決を支援することを通じて、より豊かで活力のある地域社会の創造を目指します。 今後とも、多様な参加の機会の提供に取り組んでいきます。 (基本政策 1 にもこの意見に対する回答があります。)	B
3	(5-1-1) 人が気軽に集まれるような場所をもっとほしい。	本市では市民活動を推進するため「川崎市市民活動支援指針」を策定し、市民活動の拠点となる場の整備を進めてきました。同指針等に基づき、現在、武蔵小杉駅前の「かわさき市民活動センター」が全市の拠点に、各区役所等に設置された「区民活動支援コーナー」等が区の拠点に、中学校区に一か所整備されている「こども文化センター(民間児童館 1 館含む)」が地域の拠点になっています。今後も学校施設の更なる活用など、市民活動の場の確保に努めていきたいと考えています。	D
4	(5-1-1) NPO法人の運営が、人事、意思決定、予算執行などの面で閉鎖的・排他的で不適正な状態となっているので、改善してほしい。	NPO法人は、市民が行う自主的・自発的な社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的として制度化された法人形態です。こうした制度趣旨を踏まえ、NPO法人に対して行政の介入・関与はできる限り抑制し、運営や活動については自主性を尊重し、法令等に基づく情報公開によって市民が選択・監視していく仕組みとなっています。 NPO法人の活動は、今後、市民主体の住みよいまちづくりを進めていく上で、非常に重要であると考えていますので、本市としては、NPO法人の運営基盤の整備・強化のサポートといった観点から支援に取り組むとともに、市民参加の促進や市民が相互支援しあえる社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えています。	D
5	(2-3-2、5-1-1) 小杉近辺に、市が運営する会議室・集会場がほしい。	武蔵小杉駅前には、中原市民館とともに、市民活動支援拠点「かわさき市民活動センター」を設置しています。利用対象はボランティア・市民活動を行っている団体等で、施設利用登録のうえ会議室を利用することができます(有料)。また、フリースペースは登録・予約不要で利用することができます(無料)。 なお、平成 32 (2020) 年度に、公益財団法人川崎市市民自治財団が運営する川崎市総合自治会館が、武蔵小杉駅前の小杉町三丁目の再開発ビルに移転する予定となっており、引き続き各種会議	D

(5) 基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>やサークル活動等、より多くの方々に、さまざまな用途で使えるよう検討を進めています。</p> <p>また、各市立小・中学校においては、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放して、市民の方々の主体的な学びや活動に御利用いただいています。</p>	
6	<p>(5-1-3)</p> <p>大都市川崎では区の権限強化が市民自治推進に不可欠。本計画の中で区役所・区長の権限強化や区民要望実現のための予算権を持つことを検討してほしい。</p>	<p>昨今の社会環境の変化や、川崎市総合計画及び川崎市行財政改革プログラムを踏まえ、平成28(2016)年3月に「区役所改革の基本方針」を策定し、これからの区役所の果たすべき役割や、めざすべき区役所像を示し、これらの実現に向けた区役所機能の強化に向けて取組を進めています。</p> <p>区役所の管理運営や地域課題に対応するための予算については、局と同等の権限があるため、今後、地域での「顔の見える関係づくり」の取組などを踏まえながら引き続きそのあり方について検討を進めていきます。</p> <p>本計画におきましても、「区役所改革の基本方針」に基づき、これらの取組を推進することとしています。</p>	B
7	<p>(5-2-1)</p> <p>「ヒバクシャ国際署名」に取り組んでほしい。</p> <p>核兵器をなくすために、川崎市全体で取り組むようにしてほしい。</p>	<p>本市は、昭和57(1982)年6月8日に全国の都道府県、政令指定都市に先駆け、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。平成2(1990)年には日本非核宣言自治体協議会に、平成22(2010)年には平和市長会議に加盟し、核兵器の廃絶に向けた取組を進めてきました。</p> <p>今後も、この宣言の精神を活かし、広島市や長崎市をはじめとする国内外の自治体と連携・連帯して核兵器の廃絶を訴えるとともに、平和施策を推進していきたいと考えています。</p> <p>また、核兵器廃絶等にかかわる署名については、その都度、適切に対応していきます。</p>	C

(6)区計画

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>(川崎区)</p> <p>川崎区の計画については、外国人が多く住む多文化共生のまちとして記述され、とりわけおおひん地区は多くの外国人が地域に溶け込み日本人とともに多文化共生のまちづくりを進めてきた。高齢化する外国人に向けた福祉サービスの提供、外国の子どもたちの生活・教育関係の改善など、地域主体で取り組み、行政が支援する形での多文化共生のまちづくりの取組について、区計画に文言として取り上げてほしい。</p>	<p>川崎区の計画では、外国人住民人口が市内で最も多いことを「現状と課題」で示すとともに、「計画期間の主な取組」には、日本語に不慣れな子ども・保護者に対するそれぞれの状況に応じた適切な支援や、外国人市民を対象とした防災訓練の実施などの、外国人住民人口が多い区の実情を踏まえた具体的な取組を記載しています。</p> <p>区役所には地域に密着した行政機関として、地域が主体となった取組を促す役割が求められていますので、御意見を踏まえながら、市民や地域の団体と協働した取組を推進していきます。</p>	B

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>(総論)</p> <p>計画の前提となる人口予測について、先に策定された「まち・ひと・しごと総合戦略」においては、別の「人口ビジョン」を使っているが、本計画では国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を用いている理由は何か。両計画はどのような関係にあるのか。</p>	<p>総合計画第2期実施計画については、国立社会保障・人口問題研究所から示された日本の将来人口推計により日本全体の状況を確認の上、平成29(2017)年5月に本市が公表しました「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計」を基礎資料として用いて策定を進めています。</p> <p>平成28(2016)年3月に策定しました川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンについては、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、本市総合戦略の基礎資料とするため、平成26(2014)年8月に公表した「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計」をもとに、本市の人口の現状分析を踏まえた課題を整理するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、将来人口のシミュレーションと今後の本市のめざすべき方向を示したものです。</p> <p>また、本市総合戦略は、長期的な将来人口推計に基づき、基本政策や施策・事業を定め、成果指標を設定し、今後の中長期的かつ分野横断的な視点を持ったかわさき10年戦略を定めるなど、地方創生の基本的な方向性を包含する「川崎市総合計画」に基づき策定しています。</p>	D
2	<p>(総論)</p> <p>国がSDGsアクションプランを策定したこと等を踏まえ、「持続可能な開発目標(SDGs)」を計画に反映させるべきではないか。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>国際社会全体で取り組むべき普遍的な目標として国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」については、国が定める実施指針において、全国的な実施につなげるために、地方自治体等による積極的な取組が必要であるとされており、また、各地方自治体が、各種計画等に「SDGsの要素を最大限反映」することが奨励されています。</p> <p>以上のことから、本計画の「I 総論」においても、「5 計画策定にあたっての基本認識」として、「SDGs」の内容を記載したところですが、御意見を踏まえて、新たに「8 計画の推進に向けた考え方」の項に、「総合計画においても、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施」、「関連の深い分野別計画等との連携」等、SDGsに関する本市の考え方を追記しました。</p>	A
3	<p>(総論)</p> <p>将来の高齢者を支えていくためにも、自助・共助や、協働の取組を進めるとともに、産業政策やまちづくりにも積極的に投資を行い、他都市に負けない豊かな川崎をつくり上げてほしい。</p>	<p>基本構想に掲げる「最幸のまち かわさき」の実現に向けて、今後も、総合計画に基づき、「安心のふるさとづくり」と、「力強い産業都市づくり」に取り組んでいきます。</p>	B
4	<p>(総論)</p> <p>無駄な大規模開発を止め、税金を市民の暮らしと福祉に優先して使ってほしい。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>市民からお預かりしている税金は、市政運営の大切な財源であると認識しています。今後も、貴重な財源を活用しながら、子育て支援や高齢者福祉などの「安心のふるさとづくり」と本市の更なる成長につながる「力強い産業都市づくり」をバランスよく進めていきます。</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>(総論)</p> <p>新たな橋をつくる、臨海部の再開発をするなどムダな公共事業をやめて、市民が普通の生活をしていくのに必要な施設を重点に整備すべきである。</p>	<p>市民生活を支える市民サービスを安定的に提供するため、引き続き、本市の更なる成長につながる「力強い産業都市づくり」と、子育て支援や高齢者福祉などの「安心のふるさとづくり」をバランスよく進めていきます。</p>	D
6	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>行財政改革の取組により、生活が大変になる人がいる。将来の少子高齢化の進展への対応を重視することで、今、生活に困っている人が軽視されているように感じる。</p>	<p>これからの本市の人口推移等をしっかりと見据え、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応していく必要があることから、市民サービスについても、民間におけるサービスの提供状況や、事業の持続可能性、また、世代間における受益と負担の公平性などといった観点から、必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けるため、市民の皆様丁寧に御説明しながら、将来を見据えた再構築に取り組んでいきます。</p>	D
7	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>川崎市は指定管理者や民間企業への業務の丸投げ等を行わず、行政サービスの質を確保している点が他都市と比べてよい。このスタンスを今後も続けてもらいたい。</p>	<p>民間のノウハウを活用することで、施設の設置目的を効果的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる施設については、十分に検討した上で、指定管理者制度を導入するなど、質の高いサービスの提供に向けた民間活力の導入を進めています。</p> <p>今後についても、指定管理者制度等の民間部門の活用に当たっては、民間事業者等に対する適正なモニタリングを実施するなど、行政（市）としての責任をしっかりと果たしながら、より質の高いサービスの提供に向けた取組を推進していきます。</p>	B
8	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>社会福祉分野の現場を理解するため、職員にボランティア活動を義務化し、その内容及び時間数を係長昇任選考の条件に加えることを提案する。また、40歳までに係長に昇任できない職員には、介護現場等への出向制度を創設し、役所の外で民間人の苦労を経験させることを提案する。</p>	<p>本市では、川崎市人材育成基本方針や健康福祉局人材育成計画のもと、保健・医療・福祉分野の職員の専門性向上及びその活用に向けた各種専門研修の実施とともに、市内民間福祉施設における直接支援業務、相談支援業務等を経験するための派遣研修等を実施し、相談者である市民に対して、より適切かつ効果的な支援が行えるよう、ソーシャルワーク実践力等の強化に向けた人材育成の取組を推進しています。</p> <p>職員の任用については、これら研修の効果等として、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価、その他の能力の実証に基づき、適切に実施していきます。</p>	D
9	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>市長と部長級職員との対話を一般公開し市民が納得する内容とすることを提案する。</p>	<p>市長と部長級職員との対話は、部長級職員のより一層の意識改革や役割発揮を促すことを目的として実施しているものであることから、一般公開は想定していません。</p> <p>今後も、より効果的な取組となるよう実施内容の工夫等も行いながら、こうした管理職職員の意識改革や役割発揮を促す取組を実施することにより、市民目線に立ち、積極的にチャレンジする意識を持って職務に取り組む職員の育成を推進し、より質の高い市民サービスの提供につなげていきます。</p>	D
10	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>「生田緑地の指定期間が更新となる平成35(2023)年度に向けた、ばら苑を含めた生田緑地全体の管理運営手法の検討」とあるが、これは指定管理者制度を変更するという意味か。</p> <p>管理手法の変更や整備などに当たっ</p>	<p>生田緑地における管理運営については、指定期間が更新となる平成35(2023)年度に向けて、指定管理者制度を含め、さまざまな民間活用手法の中から、生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえながら、より効率的・効果的な手法の検討を行います。</p> <p>また、管理運営手法の変更や整備等に当たっては、生田緑地マネジメント会議等において、適切に情報共有・意見交換を実施します。</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>では、まず第一義的に市民の意見を聞いてほしい。特に、生田緑地マネジメント会議や、ばら苑ボランティア会の意見を聞くことは欠かせないと思う。</p> <p>また、整備に当たっては、「生田緑地における改修・整備事業の調整方法の手引き」(26川建生第130号)に則り、基本計画案の段階から生田緑地マネジメント会議と調整し、情報共有・意見交換を行うこととなっていることから、くれぐれもこのルールに反しないよう調整等を行ってほしい。</p> <p>なお、今後の整備に当たっては、次の点を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開苑日数の拡大 ・ボランティアの休憩場所の確保 ・カスケードの再現 ・レストランの併設 	<p>なお、今後の整備に当たっては、ばら苑周辺の整備状況を踏まえ、開苑日数の拡大や施設のバリアフリー化などの来苑者サービスの向上等に向けた検討を進めていきます。</p>	
11	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>平成30(2018)年4月からの生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理予定者の選定においては、5人の指定管理者選定評価委員会の委員が揃わなかったため賛否が2対2となり、結果0.2点差で、現在の指定管理者とは異なる団体が選定されており、この結果に納得が出来ない。</p> <p>この選定結果を受け、今まで市民と協働で行ってきた事業などが継続できるのか心配している。</p> <p>指定管理者の選考方法なども今年の教訓を踏まえて再考してほしい。</p>	<p>生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理予定者の選定については、平成29(2017)年10月21日に開催した建設緑政局指定管理者選定評価委員会において公正かつ適正に審査を行った結果、十分な管理能力・実績を有し、各審査項目についても標準以上の成果が期待できることから、「生田緑地 日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティアサービス 共同事業体」が指定管理者として適当であると判断し、平成29(2017)年第4回市議会定例会における議決を経て指定したものです。</p> <p>市民との協働による取組については、平成30(2018)年4月以降も、現在活動しているボランティアの活動を継続するなど、これまでの活動も受け継ぎながら、新たな事業の展開にも取り組んでいきます。</p>	D
12	<p>(総論：財政)</p> <p>借金体質からの脱却案には大いに賛成、応援したい。</p>	<p>持続可能な行財政基盤を構築していくため、「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づき、「財政運営の指針」として位置付けた収支フレームに沿って、中長期的な視点から行財政運営を行っていきます。</p>	B
13	<p>(総論：財政)</p> <p>川崎市は政令市の中でトップの税収があり、財政力が豊かである。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>本市の財政状況は、市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働きの世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要が増加し続けています。</p> <p>一方で、国全体では、地方一般財源総額が確保される中でも、本市においては消費税率の引上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化等、税制改正などの影響を大きく受けており、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が十分ではないことから、一般財源総額の</p>	D

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		大きな増加は見込まれない状況となっています。	
14	(その他) 平成は、31年4月で終わることが決まっている。平成表記だと不便なので西暦表記に統一してはどうか。	総合計画における年号の表記については、市民の利便性確保等の観点から、元号、西暦の併記を基本としています。 御意見を踏まえ、計画案においては、上記の考え方を原則とし、図表等を含め、可能な限り併記することとしました。	A
15	(その他) 分量が多く、関心のあるページを見つけ出すのが大変。キーワードから該当ページを閲覧できるような工夫をしてほしい。	各分野の取組を総合的・体系的に位置付ける総合計画の性質上、分量が多くなっていますが、できるだけ該当ページを開きやすくするため、「政策体系別計画 目次」に73の施策の掲載ページを記載しています。 また、電子ファイルについては、キーワード検索ができるように検討していきます。	E
16	(その他) 重点施策の実施プライオリティを明確にしてほしい。	総合計画における取組は、総合的に推進を図るため、分野ごとに「政策体系別計画」に位置付けているところですが、めざす都市像等の実現に向けて、中長期的・分野横断的視点で、戦略的に進める必要がある重要な取組を明確にするため、そうした取組を「かわさき10年戦略」に取りまとめてお示ししています。	D
17	(その他) 各種の審議会等があるが、議論がしつかりとなされていないと聞いた。	それぞれの附属機関等の設置目的、審議内容等を踏まえ、委員については、その機能が十分に発揮されるよう、公募を含め、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するよう留意するとともに、設置当初の目的を達したものの等については、廃止を検討するなど、継続的な見直しに努めているところです。 また、会議の開催状況や議論の内容についても、市ホームページへの掲載等により、広く市民の皆様にお示ししています。	E
18	(その他) ここ数年で確実に「まち」に活気が出てきたと思う。次の4年間も楽しく暮らせるまちづくりに期待している。	第2期実施計画期間においても、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたまちづくりや、スポーツ・文化の振興など、引き続き、市民の心がつながり、まちに活気を生み出す取組を推進していきます。	B
19	(その他) 公共施設のトイレが貧弱。学校のみならず、壊れているものの放置はもつてのほか。修理予定を見える化してほしい。	便器等の破損については、施設管理者が日常点検等により発見し、軽易な修理はできる限り早急に対応することとしています。今後とも、日常点検を徹底する等により、公共施設の適正な維持管理を行ってまいります。	D
20	(その他) 市民車座集會での質問とそれに対する回答、車座集會の際に提出した意見書とそれに対する回答をインターネットで公開してもらいたい。	市民車座集會で御発言いただいた質問とそれに対する回答については、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」に関するパブリックコメントの結果と合わせて本市ホームページで公表します。提出いただいた意見書については、パブリックコメント意見として取り扱い、結果については本市ホームページで公表します。	E
21	(その他) 今回、市民車座集會を麻生区と中原区で実施しているが、質問をみるとその地区の内容がほとんどだ。各区で実施するべきかと思う。	市民車座集會は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様様に説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。 これまででも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集會を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。	E
22	(その他) 総合計画の説明会が1日で2区のみと少なすぎる。全区で開催し、気軽に		E

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	意見が言えるような工夫をお願いしたい。	<p>素案に対する広報や市民意見の聴取は、さまざまな方法が考えられますが、多くの市民の方に計画を周知し、意見聴取につなげていくことが重要であると考えています。このため、市民車座集会の開催のほか、市政だより特別号を発行し、新聞折込による配布を行ったり、市以外のホームページへのバナー広告を掲載するなどさまざまな手法で広報を実施し、皆様にしっかりと伝わるよう情報発信しつつ、十分に市民の皆様の御意見を伺いながら策定を進めてきました。</p> <p>広報や意見聴取の方法については、今後も改善を図っていきます。</p>	
23	(その他) 市民車座集会有意義な会議だった。また開設してほしい。	<p>市民車座集会は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様に説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。</p> <p>これまでも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集会を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p>	E
24	(その他) 市民車座集会では質問の時間が短く、もっと皆様の意見を聞きたかった。こういう機会をもっと作ってほしい。	<p>今後、市政運営の参考として市民の皆様の御意見を伺いながら、施策への反映や取組の改善などにつなげるため、日頃からさまざまな機会を捉えた広聴を実施していきます。</p>	E
25	(その他) 市民車座集会に参加した。市と市民が率直に意見交換し、考え合う様な集いかと思っただが違った。以前行われたタウンミーティングと同じ様な集まりで、市内で2回しか行われずがっかりした。何も変わらない、変える気もない集まりなのだしたら車座集会という言葉は使わないでほしい。市民の思い、市民の意見に膝を交えて耳を傾けてほしい。そのような車座集会を希望する。	<p>市民車座集会は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様に説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。</p> <p>これまでも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集会を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p> <p>素案に対する広報や市民意見の聴取は、さまざまな方法が考えられますが、多くの市民の方に計画を周知し、意見聴取につなげていくことが重要であると考えています。このため、市民車座集会の開催のほか、市政だより特別号を発行し、新聞折込による配布を行ったり、市以外のホームページへのバナー広告を掲載するなどさまざまな手法で広報を実施し、皆様にしっかりと伝わるよう情報発信しつつ、十分に市民の皆様の御意見を伺いながら策定を進めてきました。</p> <p>また、市民車座集会の意見交換では、会場で市民の方に御意見や御質問など御発言いただいた後に、直接市長が回答し、さらに発言者の方には再質問等をする機会も設けました。こうした運営により、市民の方との意見交換の内容を深めることができましたと考えています。さらに、いただいた御意見については、計画策定や今後の市営運営の参考としていきます。</p> <p>広報や意見聴取の方法については、今後も改善を図っていきます。</p>	E
26	(その他) 今はパブリックコメントも必要な報	各分野の取組を総合的・体系的に位置付ける総合計画の性質上、分量が多くなっていますが、できるだけ該当ページを開きやすく	E

(7) 総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	<p>告も、みんなパソコンだ。量が膨大で、なかなか読みきれない。希望者には、活字の報告書を提供してはどうか。</p>	<p>するため、「政策体系別計画 目次」に73の施策の掲載ページを記載したほか、総合計画第1期実施計画では、素案のホームページへの掲載は、掲載可能なPDFファイルの容量に応じて2分割して掲載していましたが、今回は、基本政策ごとに分割して掲載するなど、閲覧者が見やすくなるよう工夫をしました。</p> <p>また、電子ファイルについては、キーワード検索ができるように検討していきます。</p> <p>紙媒体（活字）のパブリックコメント用の資料については、市内35か所（情報プラザや各区役所情報コーナーのほか、各支所・出張所、教育文化会館、各市民館及び同分館、各図書館及び同分館）に配置し、閲覧に供したほか、市民車座集会において、総合計画第2期実施計画素案、行財政改革第2期プログラム素案の冊子を配布しました。さらに、出前説明会でも御希望があった場合には、冊子を配布しました。</p> <p>今後も、パブリックコメントにおける素案の周知方法については、改善等を図っていきます。</p>	

(参考)市民車座集会(平成 29(2017)年 12 月 16 日開催)における意見・質問

平成 29 (2017) 年 12 月 16 日に開催した市民車座集会の事前質問及び当日質問の内容をまとめたものです。ここでの「本市の考え方」は、当日の会場における発言をもとに、語句を補うなどしてお示ししています。

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	横浜市営地下鉄 3 号線の延伸計画を、今後どう位置づけるのか見えてこない。横浜市の調査を待っているような消極姿勢だけでは事態は動かないのではないかと。	これまでも川崎市として必要な調査を行っており、平成 29 (2017) 年度は中間駅やルートの検討を実施しています。横浜市営地下鉄 3 号線の延伸が、川崎市にとってメリットがあるよう、横浜市と連携をしながら取組を進めていきます。
2	フロンターレの試合では、等々力陸上競技場が大変混雑している。どのようにして 3 万 5 千人規模の観客席数にしていくのか。	等々力競技場サイド・バックスタンドの整備 (第 2 期整備) については、平成 29 (2017) 年 6 月に「整備の基本方針 (案)」を公表しました。今後は、「整備計画」を策定し、サイド・バックスタンド整備に向けた取組を進めていきます。
3	みまもり支援センターの具体的な成果をどのように考えているのか。 その中で、保健師をはじめとする専門職がどのように役割を担っているのか。	みまもり支援センターの設置に伴い、保健師が地区担当制になり、多職種の連携が図れてきました。また、これまで見えていなかった個別支援の課題が見えてきたことも成果であると考えています。 みまもり支援センターでは、地域力の向上と個別支援の強化の 2 つを柱としています。地域へのかかわりは、健康づくりを入口として進めているため、保健師を地区担当として配置しています。社会福祉職は行政区単位をコーディネートする職として配置しています。 みまもり支援センターには、必要な専門職種を配置していかなければならないと考えていますので、今後、検証をしていく必要があります。 今後もみまもり支援センターの認知度を高める取組を進めるとともに、町内会・自治会、地域の活動団体等と連携し、地域の課題を一緒に考え、解決していくよう、効率的・効果的な取組を一層推進していきます。
4	地域包括ケアシステムの市民への理解をどのように進めていくのか。また、現場では、みまもり支援センターの認知が少ないと感じる。引き続き周知してほしい。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまで町内会・自治会、民生委員児童委員、地域団体などに対し、出前説明会を約 44,000 人の方に行ってきました。これにより、専門職や福祉に係わりの深い人たちの認知度は上昇しましたが、今後は、認知度が低い 50 歳代以下の一般市民の方への周知が課題と考えています。
5	高齢者、障害者の直接的な意見が市長に伝わるような施策をどのように考えているのか。	平成 29 (2017) 年度に、健康福祉局関係の多くの計画を改定しますが、改定にあたっては、それぞれの分野の審議会や会議に高齢者や障害者などの関係者に参画いただくなど、意見を聞きながら行っており、意見は市長に報告されるようになっていきます。また、市長が直接区民の方々から意見をお聞きする毎月の区民車座集会でも障害者をテーマとして取り上げる回もあるなど、広く市民の方々から意見を伺う機会を設けています。
6	図書館職員の労働環境が良くないと	指定管理者制度は、経費の削減のためだけに導入するものではありません。

(参考) 市民車座集會 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
	<p>図書館サービスの質の低下につながる。指定管理の導入に問題はないのか。</p> <p>市民サービスに応えられるような労働環境や人員体制の整備をしてほしい。</p>	<p>りません。施設の特性等に応じて、質の高い市民サービスの提供ができるかという視点で、さまざまな管理運営の手法の中から、最適なものを選択することが大切であると考えています。</p>
7	<p>県立川崎図書館がK S Pに移転するが、県立川崎図書館は、産業と技術に強い特徴をもっており、また地域館としての仕事、役割も担っていた。川崎区にそういう文化的な施設があってほしい。</p>	<p>川崎区にある市立川崎図書館の蔵書数は、他区と比べて平均的です。閲覧席数はやや少なくなるため、読書環境としては課題があると認識していますが、施設のキャパシティの問題もあり、増設は難しいと考えています。広域性や専門性が広域行政の役割だと認識していますので、今後も県と市の役割分担を意識しながら図書館行政に取り組んでいきます。</p>
8	<p>自宅近所に設置されたグリーンベルトは幅が狭く歩行者の安全は守れていない。車優先で考えていて、歩車共存道路とは言えないのではないのか。</p>	<p>当該道路整備は、路側帯にカラー舗装（グリーンベルト）を設置することにより、歩行者空間であることを明確化し、歩行者の安全対策を図ることを目的として実施したものです。</p>
9	<p>市の職員の態度を改めるため、市民コンシェルジュの設置を総合計画に記載してほしい。</p>	<p>「サンキューコールかわさき」において、コンシェルジュ機能は果たしているものと考えています。</p>
10	<p>横浜市との合併を検討しないのか。</p>	<p>現在本市では、横浜市との合併は考えていません。</p>
11	<p>特別養護老人ホームについて、①最新の待機者数、②特別養護老人ホーム待機者の1年以内入所者の比率と3年以上待機者の比率、③第7期いきいき長寿プランにおける特別養護老人ホームの整備数で、1年以内の入所率がどこまで改善するのかを教えてください。また、特別養護老人ホームへの1年以内の入所の実現を目標とすることを検討してほしい。</p>	<p>①平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在の申込者数は 3,582 人。 ②特別養護老人ホームの入居申込状況の正確な把握については、本計画にも記載のとおり平成 30 (2018) 年度に実施を予定しています。 ③平成 28 (2016) 年度に実施した高齢者実態調査の結果では、多くの高齢者の方々が「介護が必要になった場合でも自宅で暮らしたい」と望まれている状況であることから、在宅生活を支えていくための「居宅サービス」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」等の「地域密着型サービス」の拡充、介護者の負担軽減のための「ショートステイ」の整備を進めて行くことが大変重要であると考えています。</p> <p>特別養護老人ホームは、平成 27 (2015) 年 4 月の介護保険制度の改正により、入居対象者を原則要介護 3 以上の中重度の方とする重点化が図られたところで、本市における整備計画数については、在宅や病院等における要介護 3 以上の中重度の方で「今すぐ入居したい」と希望される入居申込者の割合と、平成 37 (2025) 年度の要介護 3 以上の方の増加見込み数を基に算出しています。</p> <p>今後についても、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的に入居できるよう、「地域密着型サービス」等の拡充と併せ、引き続き必要な整備を進めていきます。</p>
12	<p>介護保険料について、次の数値を教えてください。①介護保険給付費準備基金の残高と、全額保険料負担の軽減に充当した場合、単純平均で1人いくら下げられ</p>	<p>①介護保険給付費準備基金残高は、平成 29 (2017) 年度末見込みで約 36 億円です。介護保険給付費準備基金を取り崩した場合は、一人 300 円程度の介護保険料の減額が見込まれます。 ②平成 29 (2017) 年 9 月分の介護保険料の支払いが納付期限までに</p>

(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
	<p>るのか。②介護保険料滞納者数と普通徴収者の中での比率。③介護保険料段階で 1,000 万円以上の方の人数と構成比率、その内 5,000 万円以上の方の人数。</p> <p>また、これを踏まえて、所得に応じた公平な保険料負担へ高額所得者の保険料段階数を拡大し、上限を 5,000 万円以上とすること、川崎市が他の自治体と一緒に、国へ国庫負担率の引き上げを強く要求すること、それが実現するまでは、一般会計からの繰入れをすること、を検討してほしい。</p>	<p>なく、督促状を発送した対象者は 10,022 人です。普通徴収者の中での比率は 25%です。</p> <p>③保険料段階で 1,000 万円以上の人数は 6,057 人、構成比は 2.09%です。5,000 万円以上の人数は、保険料段階での管理をしているため集計していません。</p> <p>保険料段階については、今後、介護報酬改定等を踏まえた給付費の精査及び介護給付費準備基金の取り崩し額の決定を行った上で設定していきます。</p> <p>また、介護給付費の財源に占める国庫負担率の引き上げについては、引き続き国へ要望していくとともに、一般会計からの繰入れについては、我が国の介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという理念のもと、国、都道府県、市町村、被保険者が法令に定められた割合に基づいて給付費等の費用を拠出し、運営することとされていますので、保険料の軽減を目的として自治体が独自に法定の負担割合を変更し、その財源を一般財源に求めることはふさわしくないものと考えています。</p>
13	<p>行革の取組であるが、多摩区の市税事務所の元の場所は倉庫になっていると聞いた。市税事務所を設置したことにより発生している賃料は無駄なのではないか。</p>	<p>市税事務所は、それまで 7 区役所で行っていた市税の業務を集約することによって、限られた人的資源で、より適正・公平で、より信頼される税務事務を進めるために、再編整備したものです。税務事務の効率性を高め、充実した市民サービスを将来にわたって提供するために必要な体制であると考えています。</p>
14	<p>配偶者の介護保険料が年金からの特別徴収となっているが、普通徴収にできないのか。特別徴収だと、社会保険料控除を受けられない。国政に要望を出してもらいたい。</p>	<p>社会保険料控除の適用の可否は国が決定するものであり、変更を行う予定は示されていません。しかしながら、大都市の介護保険主管部署では共通して、特別徴収と普通徴収の違いにより社会保険料控除の適用に差が生じることについては課題と考えており、連名で「被扶養者が特別徴収により支払った保険料については、扶養者が支払ったものとみなして、普通徴収の場合と同様に社会保険料控除を適用するよう関係省庁に対する働きかけを継続すること。」という要望を国に対して繰り返し行っているところです。</p>
15	<p>4 年間で 7,000 人分の保育所とあるが、小規模の認可保育所などは空き家を活用してみてはどうか。そこで、空き家の所有者を対象とした調査をかけてはどうか。</p>	<p>保育所の整備については、例えば同じ区内でも、どのエリアのどこに需要があるのかを見極めて整備しなければなりません。有効活用できる土地や空き家があれば、条件が整えば活用させていただきたいと考えています。</p>
16	<p>地域のシニアがボランティアの保育者として参加することも考えてほしい。</p>	<p>保育所ではお子さんを安全にお預かりするとともに、保育の質を確保するために、専門性の高い資格である保育士を児童の人数に応じて配置しなければならない規定があります。</p> <p>保育士の人数を確保した上で、保育補助という形で資格をお持ちでない方にも仕事をしていただいている保育所が多くあり、シニアの方にも子育てや社会での経験等を活かして御活躍いただいています。</p> <p>今後もさまざまな場面でシニアの皆様に、地域の保育・子育てに御協力をお願いしたいと考えています。</p>

(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
17	意見提出を求める計画の分量が多く、中身のチェックするのが難しい。また、説明会は2回だけで良いと考えているのか。市民参加のやり方を再検討してほしい。	<p>市政に対する市民の方からの意見聴取は、非常に重要な課題です。実施計画の策定においても、まずは、より多くの市民の方に知っていただく事が重要であると考えており、市政だより特別号による周知などさまざまな手法で周知に取り組んできたところです。</p> <p>また、策定にあたっては、市政運営に際して参考にしてしている日常的な広聴における市民意見を活かしながら計画づくりを進めており、引き続きさまざまな御意見を踏まえた策定作業を進めていきます。</p> <p>市民参加のあり方については、行政として非常に重要な課題であり、今後も改善の工夫を継続していく必要があると考えています。</p>
18	区役所は若い人が少ない。外へ出て市民と対話をする機会が必要である。職員の配置に工夫が必要である。	市民に職員が寄り添うことが重要であると考えています。現場主義は私だけではなく職員も同様であり、対話で課題解決につながるような職員の配置と育成をしっかりとやっていきたいと考えています。
19	農家の人が亡くなった時、税金の問題で山を売らなければならないが、そうすると宅地化されるので、緑地がどんどん減っていく。子どもたちに残していかなければならない。	農地の宅地化については大事な課題ではありますが、生産緑地の法令が改正されたことを踏まえ、面積要件の上限引き下げなどにより、農地として残せる様にしたいと考えています。また、今後は農家の方々が収益力の向上を図れるように支援を行っていききたいと考えています。
20	教室を活用とあるが、普通教室を一般に広く開放するのは、個人情報保護や安全の観点から課題がある。開放は体育館や校庭・特別教室にとどめるべきではないか。	学校施設は、教育委員会の管理下にあります。市民共有の財産です。そのことから、聖域なく活用をしていきますが、そのまま一般に開放するというのではなく、個人情報や安全面に配慮をしながら、活用を進めていきたいと考えています。
21	高層マンションの影響で日常生活に支障が出ている。これ以上高層マンションの建設を許可しないでほしい。保育園・学校はキャパシティを超えている。住みにくくなった。計画に書いてある誰もが住みやすい地域を実現してほしい。 (同趣旨ほか1件)	<p>工場跡地等の民間開発に規制を設けるのは困難であり、乱開発を防ぐために再開発事業として計画的に開発してきたことによって、道路・公園・公共施設が整備されてきました。</p> <p>引き続き、計画的なまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。</p>
22	園庭がある認可保育園をつくってほしい。	園庭がある方が望ましいと思っています。一方で、都市部においては保育の需要が高い地域ほど、土地を探すのが困難であるのも事実で、これは中原区・小杉地区に限らず市内全域で同じ状況です。引き続き、園庭の確保を求めていくのは変わりませんが、保育需要が高まっている現在の状況では、もし園庭ができない場合には、国の基準に基づいて代替の園庭を整備していくことにならざるをえないのが現実です。保育需要が喚起されている中で、どうやって質を担保しながら整備していくのかは大きな課題であると認識していますので、望ましい状況に近づけていく努力は今後も続けていきます。

(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
23	<p>武蔵小杉駅の混雑は末期的で、市から J R に働きかけが必要である。</p> <p>相鉄線との相互乗入などにより、東急や J R の利用者が今よりも増えるだろう。ホームドア対策をしっかりとしてほしいし、危機的認識を持っているならもっと J R に働きかけをしてほしい。</p>	<p>ホームドアの整備は、鉄道事業者の責任において対応すべきことと考えていますので、武蔵小杉駅の混雑が危機的な状況であることを J R 東日本に伝えるとともに、本市としても補助制度を活用し、ホームドアの設置を促進していきます。</p>
24	<p>武蔵小杉駅周辺のタワーマンションの住民が高齢化した時の対応をどのように考えているのか。新たな対応が必要なのではないか。</p>	<p>タワーマンション独自の取組として、自治会への加入促進や防災活動など、タワーマンション内に限定せず地域とつながるような活動が進められています。また、本市においては、町内会への加入促進や地域が一体となった防災活動など、地域がつながるような活動を進めているところです。こうした取組を区役所がコーディネートし、まちの変化を捉えながら、新たな課題への対応や、地域の主体が連携し、まちを育てる関係づくりへと発展させることを目指し、地域の自主的・自立的なコミュニティ活動の支援に取り組んでいきます。</p>
25	<p>409 号拡幅は歴代の商店街理事長は知っていたのか。拡幅されれば商店街は壊滅する。</p>	<p>一般国道 409 号は、都市計画道路鹿島田菅線として昭和 21 (1946) 年 8 月に都市計画決定されており、小杉工区の事業着手に向けた路線測量を行うにあたり、平成 21 (2009) 年 12 月に地元住民を対象に説明会を行っています。</p> <p>なお、拡幅予定地には多くの商店等が立地しているため、沿道の賑わい等が存続するよう、回遊性と賑わいのある魅力的なまちづくりを進めていきます。</p>
26	<p>総合自治会館跡地の活用方法はどのように考えているのか。また、計画が固まる前に周辺住民にも開発内容を知らせてほしいし、市全体の意見を聞いて決めてほしい。</p> <p>(同趣旨ほか 2 件)</p>	<p>沿道権利者の意向が変わってきているため、住民意見を聴きながら、来年度方針を策定する予定です。</p> <p>親水空間としてのつながりを大切にしながら、うるおい・賑わいの場所となるものと考えていますが、情報公開を行いながら、地域住民に御意見を伺っていきます。</p>
27	<p>今井中学校区に老人いこいの家がない。土地がないと言うが、違う施設ばかりつくって、なぜいこいの家が整備されないのか。方針があるのか。</p>	<p>今井中学校区におけるいこいの家の整備については、小杉駅周辺の再開発に伴う公有用地の活用や、民有地の取得及び土地・建物の借り上げ方式による整備の可能性も視野に入れ、検討してきましたが、現在のところ適当な整備地の確保に至っていません。</p> <p>今後も開発動向や施設のあり方の検討内容等を踏まえながら、さまざまな整備手法について検討していきます。</p>
28	<p>武蔵小杉駅周辺の公開空地を活用していきたいので、「公開空地等の活用に関する要綱」の意図と、付則で川崎駅と小杉駅周辺地区において試行的に実施することの意味合いについて教えてほしい。</p>	<p>本市としては、「公開空地等の活用に関する要綱」を活用し、登録した団体による公開空地等での公益的な活動やイベントを通じて、地域のつながりを生み出していきたいと考えています。</p> <p>川崎駅周辺と武蔵小杉駅周辺での試行的運用の状況を踏まえ、対象区域を拡大していきたいと考えています。</p>
29	<p>フロンターレの優勝パレードが等々</p>	<p>選手の日程が限定されている中で場所を探したところ、等々力陸</p>

(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
	力・小杉で実施されなかったのはなぜか。どうすれば等々力・小杉で実施できるのか	上競技場は他団体の予約が入っており、道路占用の観点も含めて総合的に勘案し川崎駅前での実施としました。今後のパレードの場所については、市で協力できることはさせていただきます。
30	タワーマンションから備蓄物資がある避難所の学校まで距離があるので、中原市民館に支援物資を備蓄することができないか。	<p>公的備蓄は、自宅が倒壊した人等のために備えているものです。個々の市民の皆様への備蓄については、基本的には、市民の皆様御自身で行うものであると考えていますので、市は、このことをしっかりと広報していく必要があると考えています。</p> <p>また、中原市民館では、帰宅困難者の一時避難所としての備蓄を行っています。</p>
31	武蔵小杉駅南東側に新しい交番が必要ではないか。	交番は神奈川県警の管轄となりますので、御要望については県に伝えていきます。
32	地域活動に参加している人が減少しているのはなぜか。日中働いている人が参加するための戦略はどのようなものか。	<p>参加する意思は持ちながらもその方法がわからない人が多く、そういう人たちをどのようにつないでいくかが大切です。気軽に参加できる機会を多くつくっていく必要があります、そのためには市民との協働によるしくみづくりが何より重要と考えています。</p> <p>また、日常的に広聴機能を高めていくことや、開かれた市政のために参加機会を担保していくことも大切です。車座集会に限らず日々の行政の中で着実に取り組むとともに、区における中間支援機能など新たなコミュニティ施策の検討を進めていきます。</p> <p>なお、行政から町内会への依頼事務が多く発生し負担をかけているので、依頼事項の見直しを検討しています。</p>
33	市に情報開示請求をしたら重要な部分を黒塗りして開示された。住民参加を拒否しているのではないか。	恣意的に開示しているものではなく、市の情報公開条例に則り、適切に情報開示を行っています。
34	市民活動センターの機能を市民の身近なところに設置すべきだ。	市民活動団体をつなぐ中間支援組織を各区に設けていくことが必要であり、その際は、既存の建物を有効活用していくことが大事な視点だと考えています。
35	ヘイトスピーチ解消の推進はすばらしい。あらためて思いを聞きたい。	マニフェストに掲げた条例策定とは、ヘイトスピーチに特化したものではなく、あらゆる差別を本市から根絶することを目指す包括的なものです。あらゆる差別を許さない土壌が必要だと考えています。
36	朝鮮学校への補助金の経緯・理念を踏まえ、補助を再開するべきではないか。また、国連で朝鮮学校の補助を再開する勧告があったが、どのように受け止めているか。	<p>平成 24 (2012) 年度まで、県が行う朝鮮学校への経常費補助を補完する立場から、整備費、研修費にかかる経費の一部や保護者が負担する学費の一部について補助を行っていましたが、平成 25 (2013) 年度以降については、学校運営そのものに対する補助金は交付しないこととしました。差別をすることは許されませんが、補助については、特権はなく、特定の学校のみに出すということでは理解が得られないと考えています。</p> <p>一方で、本市に住む全ての子どもたちが地域で安全かつ健やかに育っていくための支援は必要との考えから、外国人学校の児童に対し、健康診断や地域交流、多文化共生についての補助を行っています。</p>

(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
		<p>また、国連は川崎市の個別具体的な補助に対して勧告をしたものではありません。よって市の施策・判断として今までどおり実施していきます。</p>
37	<p>市立図書館と県立図書館の違い。特に県立図書館の性質、存在意義についてどうとらえているか。</p> <p>県立図書館が川崎にあることの意味・意義をどうとらえているか。県立図書館について市が主体的にかかわる意味・意義をどう考えているか。</p>	<p>広域行政を担う県の役割の中で専門性の高い県立図書館の位置づけがあるものととらえています。市と県とで住み分けがあり、図書館におけるそれぞれの役割や、これまで連携してきた関係性は、今後も変わらないものと考えています。</p>
38	<p>図書館の性質上、紙上化、I T化についてどう考えているか。</p>	<p>紙媒体のほうが使いやすいというのが、一般的であると考えていますので、引き続き紙媒体を基本としながら閲覧・貸し出しを実施していきます。</p>
39	<p>県立図書館は公害を含めて世界に発信する性格をもっている。専門の司書を配置するよう県に伝えてほしい。</p>	<p>これまでの特色ある取組や専門性を活かした取組の継続については、要望として県に伝えていきます。</p>